

川口市資材置場の設置等の規制に関する条例の見直し（案）の概要についての意見募集結果

○意見募集期間：令和6年11月1日（金）～令和6年11月30日（土）まで

○意見の提出方法：文書の持参、郵送、FAX、電子メール

○意見提出者数：39名

○意見件数：240件

N o	意見	市の考え方
1	作業可能な時間を設けてほしいです。 具体的には騒音規制法にもとづき午前7時から午後7時のみとする。 毎日朝の6時から、金属音が鳴り響くので睡眠が阻害されています。	本条例（案）においては、騒音、振動等への対応の観点から、事業者が市に提出する計画に、作業を行う日又は曜日及び時間帯を記載することとし、原則として早朝や深夜に作業を行うことのないようにするとともに、計画と異なる時間帯における作業等があった場合には指導等を行うことを検討しております。
2	本件の既存資材置場に対しても、管理に関する基準への適合を求めるという点、大いに賛同致します。 意見としましては、 ・5年申請に関して：審査する課の負担を鑑みると厳しい状況なのではと思いますが、5年という期間は長く感じます。	許可の有効期限につきましては、近隣自治体との均衡及び資材置場に使用される囲い等の耐用年数等を考慮し、5年間とすることとしています。また、資材が適切に屋外保管されているか等につきましては、巡視活動等により確認してまいります。
3	対象者に関して：利用者(占有者)とありますが、5年内に名義変更があった場合はどうなるのでしょうか？新規検査扱いにできないのでしょうか？	相続や会社の合併・分割等による一般承継による場合は、当該許可のみならず、資材置場における権利等が包括的に承継されるものであり、承継前と変わらずそのまま運営がなされることが多いと想定されることから、軽微な変更の届出が必要となります。 それ以外の利用者（占有者）の変更につきましては、廃止の届出を行った後に、新しい利用者が許可取得の手続きを行うこととして検討しています。
4	保管基準の騒音に関して：事業運営に伴う騒音だけでなく、休日に従業員が集合し音楽を大音量で再生し、火を焚き、飲食をし大声で騒ぐというものもあります。その点も資材置場の騒音と紐づけ、厳正な対処をお願いします。現時点、神根地区で休日の騒音が激しく、武南警察が止めに入っても無視して夕方まで爆音を鳴らして大騒ぎをしていたという訴えもあります。そこを是正する必要があるといえます。	私有地について、資材保管以外の（私的）利用を制限することは困難と考えます。 なお、野焼きや騒音等、他の法令により制限のあるものについては、本市の関係部署や警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。
5	許可申請に関して：内容の変更に関しても許可申請が必要という部分で、軽微な変更は申請不要としていますが、変更があったか否かはなかなか外部から判らないのではないかという疑問が生じます。この点は、軽微な変更の規則を明示するだけでなく、監視する周辺住民へ「このような変化があった場合は連絡を」というような体制の構築が必要ではないでしょうか？それを壁から内部が見えるようにする透明性の確保と併せると効果を発揮すると考えます。	本条例（案）においては、不法投棄等の不適切な行為を迅速かつ円滑に覚知し、是正につなげていく観点から、囲いの一部に透明な板等を設けることを許可基準といたします。また、担当窓口の連絡先につきましては、「ホームページ」や「条例及び規則の手引き」に示してまいります。
6	罰則に関して：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金は甘くないでしょうか？事業の収益を考えると、従わない場合の処分の頻度にもよりますが、例えば年1度とかであれば罰金を払って事業を強行した方が得ということになる可能性があるかと素人なので考えてしまいます。もっと、事業継続するのが明らかに損になるレベルでの厳罰化を望みます。 また、罰則を科す範囲が「市長の許可を受けずに屋外保管、許可基準に不適合な保管を行った者に対し、市長が必要な措置を講ずるよう命ずることに違反した者」では足りないと考えます。 具体的には周辺住民へ迷惑をかけている行為を止める罰則がないとも受け止められるのですが、いかがでしょうか？ 条例制定の趣旨にあるように「大型トラック等の往来により円滑な交通を阻害、無秩序な資材の堆積により、周辺住民の安全性や生活環境の悪化を招いているもの」を規制する条例であれば、「周辺住民の生活環境の悪化を招いているもの」をクローズアップし、休日の騒音などにも罰則規定すべきです。	本条例（案）では、許可を受けずに資材の屋外保管を行った者や命令違反のあった者に対して、地方自治法に基づき地方自治体が条例で定めることのできる上限額である100万円以下の罰金を科すこととしております。 罰則規定につきましては検察庁とも十分に協議を行った上で規定しております。 私有地について、私的利用等を制限することは困難と考えますが、野焼きや騒音、交通違反等、他の法令により制限のあるものについては、本市の関係部署や警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。
7	実態として：①平日：産廃処理場の前に入場待ちの停車があり、円滑な交通を妨げている。②休日：音楽・飲食に伴う騒音問題。違法改造車で集まり、路上での集団で洗車、空ぶかしによる騒音、周辺への雰囲気悪化。等の問題も、ヤードを起点として起きています。罰則のところでも触れましたが、このような事業活動とは別の部分でも周辺住民の生活環境を悪化させている実態があり、その部分を厳罰化し罰則を科す必要があると考えます。 その点、何卒、ご検討のほど宜しくお願い致します。 以上、これ以上街の雰囲気が悪くならないよう、秩序を乱す勢力の経済活動源の是正の徹底のほど、よろしくお願いいたします。	私有地について、資材保管以外の（私的）利用を制限することは困難と考えます。 なお、野焼きや騒音等、他の法令により制限のあるものについては、本市の関係部署や警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。
8	利用者を川口市の納税者に限ること。川口市に納税していない場合は、不許可とする	本条例（案）は、資材置場の不適切な設置等の防止を図ることにより、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とするものです。この目的を達成するために必要な範囲を超える個人の情報を調査・取得することや許可基準とすることは困難と考えております。
9	法人の利用者を認めない	本条例（案）は資材置場の不適切な設置等の防止を図り、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全を目的とするものです。法人であるか否か等を許可要件として規定することは困難と考えております。
10	随時査察でき、違法行為が認められた場合、許可を取消す	この条例の施行に際し、必要な立入検査を行うことを検討しております。なお、許可の取消につきましては基準等を併せて検討してまいります。

11	特に産廃が堆積している場合は、強制処分し、費用と手数料を徴収する	本条例（案）は、資材置場の不適切な設置等の防止を図ることにより、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とするものです。 ご指摘のような、産廃が堆積している状況に対し、強制処分等を規定することは困難と考えております。
12	資材置き場 利用者による名義貸しの禁止(行われた場合は許可を取り消す。)	本条例（案）では、資材の屋外保管を行う者が、許可を取得するものとしております。このため、許可を取得した者と異なる者が屋外保管を行っている場合には、無許可で屋外保管を行っていることとなります。
13	改正案にある「囲いの一部に透明な板等を設ける」に関して、外周の1割以上を透明にするなど 面積の基準を設ける。	資材の屋外保管における不適切な行為を迅速かつ円滑に覚知し、是正につなげていく観点から、囲いの一部に透明な板等を設けることを許可基準とすることとしています。
14	事業者は 資材の売買に関する記録を取り、 5年間保存及び定期的な市への報告を行う。また 盗品と思われる 持ち込みがあった場合は速やかに警察への報告を行う。(盗品のリストを事業者に回し、それらの持ち込みがあった場合に報告を怠れば、罰金や懲役、許可の取り消しを行う。)	本条例（案）は資材置場の不適切な設置等の防止を図り、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全を目的とするもので、具体的な資材の売買状況の取得や報告義務を規定することは困難と考えております。一方、巡視活動等の際に盗品と思われる資材を発見した際は、警察と連携して対応いたします。
15	周辺住民から 騒音や 粉塵、トラックの走行などで苦情が上がった場合は、立ち入りの検査及び指導を行うことができるとする。騒音に関しては、騒音規制法に基づき 85db を基準とする。実行力を持たせるため、罰金や使用許可の取り消しも行う。	本条例（案）においては、騒音、振動等への対応の観点から、事業者が市に提出する計画に、作業を行う日又は曜日及び時間帯を記載することとし、原則として早朝や深夜に作業を行うことのないようにするとともに、計画と異なる時間帯における作業等があった場合には指導等を行うことを検討しております。 なお、騒音、振動の数値につきましては、埼玉県生活環境保全条例など他の法令等により定められていることから、本条例（案）はこれらの数値を定めるものではありません。 その他、交通違反等、他の法令により制限のあるものについては、本市の関係部署や警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。
16	暴力団員、法的に就労の許可のないもの、 国際テロリスト及び そこに属する構成員による労働が無届けであっても実態としてあった場合は、許可を取り消す。	不法就労等については他の法令により規制されていることから、本条例（案）において規定は設けませんが、巡視活動等の際に従業員の滞在資格に疑義がある等、不適切な状況を発見した場合は、本市の関係部署や警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。
17	「⑥監督処分・罰則 この命令に違反した者に対して1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する」とございますが、罰金額が売上に比例しない場合やったもの勝ちになる恐れがあります。 収益を全額没収のような形であれば抑止力になるかと存じます。	本条例（案）では、許可を受けずに資材の屋外保管を行った者や命令違反のあった者に対して、地方自治法に基づき地方自治体が条例で定めることのできる上限額である100万円以下の罰金を科すこととしております。 罰則規定につきましては検察庁とも十分に協議を行った上で規定しております。
18	「軽微な変更の届出を徹底するため、届出を行わなかった者や、虚偽の届出を行った者に対し て、5万円以下の過料を科すこととします。」 とございますが、「虚偽の届出を行った者」に対しては行政側として刑事に訴えることもしていただきたいです。	過料は行政上の秩序維持のため、制裁として違反者に金銭的負担を課すものです。軽微な変更の届出については、条例の目的を著しく阻害するものではないことから、過料を設定しております。 今後「条例及び規則の手引き」を定め、その中で軽微な変更の考え方等を示してまいります。
19	随時査察を実行可能とし、違法行為が認められた場合のペナルティの設定。許可取消、その他罰金刑等。 産廃が堆積している場合は、強制処分し、費用と手数料を徴収。 以上ご確認お願いいたします。	本条例（案）は、資材置場の不適切な設置等の防止を図ることにより、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とするものであり、この条例の施行に必要な限度において立入検査を行うことを検討しております。また、許可の取消につきましては、基準等を今後検討してまいります。 なお、ご指摘のような、産廃が堆積している状況に対し、強制処分等を規定することは困難と考えております。
20	資材置き場 利用者による名義貸しの禁止(行われた場合は許可の取り消しかつ100万円以下の罰金)	本条例（案）では、資材の屋外保管を行う者が、許可を取得するものとしております。このため、許可を取得した者と異なる者が屋外保管を行っている場合には、無許可で屋外保管を行っていることとなります。 罰則規定につきましては検察庁とも十分に協議を行った上で規定しております。
21	改正案にある「囲いの一部に透明な板等を設ける」に関して、外周の1割以上を透明にするなど 面積の基準を設ける	資材の屋外保管における不適切な行為を迅速かつ円滑に覚知し、是正につなげていく観点から、囲いの一部に透明な板等を設けることを許可基準とすることとしています。
22	事業者は 資材の売買に関する記録を取り、 5年間保存及び定期的な市への報告を行う。また 盗品と思われる 持ち込みがあった場合は速やかに警察への報告を行う。(盗品のリストを事業者に回し、それらの持ち込みがあった場合に報告を怠れば、罰金や懲役、許可の取り消しを行うかつ100万円以下の罰金)	本条例（案）は資材置場の不適切な設置等の防止を図り、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全を目的とするもので、具体的な資材の売買状況の取得や報告義務を規定することは困難と考えております。一方、巡視活動等の際に盗品と思われる資材を発見した際は、警察と連携して対応いたします。

23	周辺住民から 騒音や 粉塵、トラックの走行などで苦情が上がった場合は、立ち入りの検査及び指導を行うことができるとする。騒音に関しては、騒音規制法に基づき 85db を基準とする。実行力を持たせるため、400万円以下の罰金かつ使用許可の取り消しも。	本条例（案）においては、騒音、振動等への対応の観点から、事業者が市に提出する計画に、作業を行う日又は曜日及び時間帯を記載することとし、原則として早朝や深夜に作業を行うことのないようにするとともに、計画と異なる時間帯における作業等があった場合には指導等を行うことを検討しております。 なお、騒音、振動の数値につきましては、埼玉県生活環境保全条例など他の法令等により定められていることから、本条例（案）はこれらの数値を定めるものではありません。 その他、交通違反等、他の法令により制限のあるものについては、本市の関係部署や警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。
24	暴力団員、法的に就労の許可のないもの、 国際テロリスト及び そこに属する構成員による労働が無届けであっても実態としてあった場合は、許可の取り消しかつ100万円以下の罰金	不法就労等については他の法令により規制されていることから、本条例（案）において規定は設けませんが、巡視活動等の際に従業員の滞在資格に疑義がある等、不適切な状況を発見した場合は、本市の関係部署や警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。
25	外国人運転のスピード超過で過積載のトラックに塀を壊されました。近所でも2軒の家の門が壊され、とても危険で迷惑です。空いている場所にトラックを停めるのも非常に迷惑です。また早朝から騒音をたて非常に迷惑です。近隣には、解体やヤードで仕事をしている外国人がたくさん住んでいて、夜間大騒ぎをしたり喧嘩をしたり、とても迷惑です。さらに路上でのたむろ、声掛け、くわえタバコなどが横行していて本当に危険です。立ち入り検査等を行い、川口からキッチンと管理できないヤードがなくなればいいと思います！そうすれば不法滞在の外国人もいなくなり、子どもたちが安心して公園で遊べたりコンビニに行けたりします。外国人が多数いて治安が悪く生活環境が悪化している川口に住んでしまったことをとても後悔しています。早期に不法なヤードをなくし、そこで働く不法滞在の外国人を国外退去してください！日々の被害で健康を害してしまい訴えたいところです。よろしくお願いします。	本条例（案）は、資材置場の不適切な設置等の防止を図ることにより、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とするものであり、外国人に着目して何らかの規制を行うものではありません。 一方で、資材置場を拠点とした各種行為が周辺環境を悪化させているとの意見をいただいていることにつきましては、必要に応じて、巡視活動等の機会において指導等を行ってまいります。さらに、現在、市の部局横断的な会議体を立ち上げ、本市の関係部署に情報共有を行っており、今後も、本市の関係部署はもとより、警察等の関係機関に情報共有し、連携して必要な対応を行ってまいります。
26	立地規制： 住宅地からの距離: 100m以上を基本とし、地域の実情に応じて調整。 学校、病院などとの距離: 50m以上を基本とし、風向、風速などを考慮。 河川、水源地からの距離: 30m以上を基本とし、地下水汚染防止対策を義務化。	本条例（案）は私有財産の用途に一定の制限を設ける性質があり、基準設定にあたっては一定の水準とする必要があるものと考えております。このため、地域条件等によってさらに規制を厳格化することは困難であると考えます。 一方、河川等の付近においては水質汚濁防止法等による制限を受ける等、他法令による制限はございます。 また、資材置場を拠点とした各種行為が周辺環境を悪化させているとの意見をいただいていることにつきましては、必要に応じて、巡視活動等の機会において指導等を行ってまいります。
27	構造規制： 囲い: 高さ2m以上、不透明な材質で囲い、飛散防止ネットを設置。 防塵ネット: 全ての保管場所に設置し、定期的な清掃を実施。 照明: 夜間作業時の明るさを規制し、周辺への光害を防止。 騒音対策: 許容騒音レベルを定め、防音壁、防音カバーなどの設置を義務化。	本条例（案）においては、騒音、振動等への対応の観点から、事業者が市に提出する計画に、作業を行う日又は曜日及び時間帯を記載することとし、原則として早朝や深夜に作業を行うことのないようにするとともに、計画と異なる時間帯における作業等があった場合には指導等を行うことを検討しております。 なお、騒音、振動の数値につきましては、埼玉県生活環境保全条例など他の法令等により定められていることから、本条例（案）はこれらの数値を定めるものではありません。
28	保管規制： 保管物の種類: 危険物、有害物質の保管場所を明確にし、厳重な管理を実施。 高さ: 周辺の建物よりも低い高さに制限。 数量: 保管できる数量の上限を設定し、定期的な点検を実施。 飛散防止対策: カバー、ネットなどの設置を義務化し、雨天時の対策も実施。	保管物の種類の表示、高さ、及び飛散防止につきましては、今後、規則において定めてまいります。また、市に提出する計画に、資材の最大数量を記載することとし、計画と異なる場合には指導等を行うことを検討しております。
29	運搬規制： 運搬時間: 早朝、深夜の運搬を制限。 経路: 最適な運搬経路を設定し、周辺住民への影響を最小限に。 荷姿: 覆い、固定などの措置を義務化。	本条例（案）においては、騒音、振動等への対応の観点から、事業者が市に提出する計画に、作業を行う日又は曜日及び時間帯や運搬経路を記載することとし、原則として早朝や深夜に作業を行うことのないようにするとともに、計画と異なる時間帯における作業等があった場合には指導等を行うことを検討しております。また、荷姿等につきましては、巡視活動等の機会において啓発等を行ってまいります。
30	監視体制： 監視カメラ: 入口、出口、保管場所などに設置し、24時間録画。 巡回警備: 定期的な巡回を実施し、異常を発見した場合には速やかに対応。	監視を目的とするカメラの設置・運用は困難と考えております。 一方で、資材置場を拠点とした各種行為が周辺環境を悪化させているとの意見をいただいていることにつきましては、必要に応じて、巡視活動等の機会において指導等を行ってまいります。
31	事故発生時の対応： 緊急時の連絡体制: 消防署、警察署などとの連携を強化。 応急処置: 漏えい、火災などに対応するための資機材を備え、従業員への教育を実施。	ご意見のとおり、事故発生時の措置を規定することといたします。また、本条例（案）の目的を達成するため、関係行政機関と連携し、市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に努めます。

32	環境への配慮: 排水処理: 汚染物質の除去、排水基準の設定。 大気汚染防止: 粉じん、悪臭の抑制対策。 土壌汚染防止: 漏出対策、定期的な検査。	粉じん対策につきましては、今後、規則において示してまいります。 なお、汚染物質の除去や土壌汚染については他の法令により規制されていることから、本条例（案）はこれらの行為を直接規制するものではありませんが、巡視活動等の際にこれらの状況を発見した場合は、本市の関係部署や警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。
33	規制の執行と罰則 定期的な検査: 年に2回以上の立入検査を実施。 罰則の強化: 違反した場合には、業務停止命令や罰金などの厳罰を科す。 住民への情報公開: 規制内容、検査結果などをホームページや広報誌で公開。	本条例（案）は、資材置場の不適切な設置等の防止を図ることにより、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とするものであり、この条例の施行に必要な限度において立入検査を行うことを検討しております。 本条例（案）では、許可を受けずに資材の屋外保管を行った者や命令違反のあった者に対して、地方自治法に基づき地方自治体が条例で定めることのできる上限額である100万円以下の罰金を科すこととしております。 罰則規定につきましては検察庁とも十分に協議を行った上で規定しております。 また、情報公開の方法につきましては、今後検討してまいります。
34	その他 地域の実情に応じた規制: 川口市の地域特性を考慮し、柔軟な規制を行う。 関係機関との連携: 行政、警察、消防、住民などとの連携を強化し、協議会を設置する。 制度の見直し: 社会情勢の変化に対応するため、定期的に制度を見直す。	現在、市の部局横断的な会議体を立ち上げ、本市の関係部署に情報共有を行っており、今後も、本市の関係部署はもとより、警察等の関係機関に情報共有し、連携して必要な対応を行ってまいります。 また、制度の見直しについても適宜行ってまいります。
35	住民参加型の規制作り 説明会の実施: 規制案について住民に説明し、意見を聴取。 協議会への住民参加: 協議会に住民代表を参加させ、意見を反映。 情報公開: 規制に関する情報を積極的に公開し、透明性を確保。	住民参加型の規制作りにつきましては、本条例（案）においても実施している、パブリックコメントによる意見募集が該当すると考えております。また、情報公開の方法につきましては、今後検討してまいります。
36	川口市の資材置場に関する条例見直しについて、住環境の保護と安全確保の観点から、以下の点を条例に反映いただきたく存じます。 通学路と保育施設の配慮 資材置場の設置場所を、通学路に面さず、保育施設が近隣にない場所に限定することを要望します。	本条例（案）は私有財産の用途に一定の制限を設ける性質があり、基準設定にあたっては一定の水準とする必要があるものと考えております。このため、地域条件等によってさらに規制を厳格化することは困難であると考えます。 一方、資材置場を拠点とした各種行為が周辺環境を悪化させているとの意見をいただいていることにつきましては、必要に応じて、巡視活動等の機会において指導等を行ってまいります。
37	道路幅に基づく規制 資材置場の面積が狭くても、道路幅が狭い場合には安全のため規制対象とすることを求めます。	一般的に大規模な資材置場ほど、搬入出の回数が増加し、交通の支障等の周辺への影響が大きくなると想定されることから、接道等の立地基準については500㎡以上の資材置場を適用対象とするものです。
38	道路使用の適正化 関連車両の路上駐車禁止を徹底し、道路使用の適正化を義務付けるよう提案します。	駐車・スピード違反や過積載のトラック等については他の法令により規制されていることから、本条例（案）はこれらの行為を直接規制するものではありませんが、巡視活動等の際に啓発を行うとともに、これらの行為を発見した場合等は、警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。
39	罰則の強化 罰金額が低いため抑止力に欠けます。罰金額の引き上げを検討していただきたいです。 川口市の安全で快適な住環境維持のため、上記の点についてご検討をよろしくお願い申し上げます。	本条例（案）では、許可を受けずに資材の屋外保管を行った者や命令違反のあった者に対して、地方自治法に基づき地方自治体が条例で定めることのできる上限額である100万円以下の罰金を科すこととしております。 罰則規定につきましては検察庁とも十分に協議を行った上で規定しております。
40	利用者が日本人であっても名義貸しなどで不法就労の可能性が認められる事業者は使用を禁止する。 配偶者が日本人との偽装結婚等で滞在許可を得ているケースなどで会社の代表者が日本人となっていることが多いため。 不法就労の温床となっているケースが多いことを鑑みて、事前調査で不法就労の可能性が認められる際は許可しない。 その際、就労ビザ、住民登録、過去数年の納税書類の提出を義務化する。 配偶者が外国人の際は配偶者も同書類の提出を義務化する。	本条例（案）は、資材置場の不適切な設置等の防止を図ることにより、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とするものであり、この目的を達成するために必要な範囲を超える個人の情報を調査・取得することや許可基準とすることは困難と考えております。 なお、巡視活動等の際に従業員の滞在資格に疑義がある等、不適切な状況を発見した場合は、本市の関係部署や警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。
41	資材置き場以外の目的の使用を禁止する。 資材置き場としての使用のみに限定する。 音楽、集会などの事業目的以外の使用を禁止する。 赤芝新田の資材置き場では事業以外使用があり、大音量の音楽を流して周辺住民の迷惑となっているため。	私有地について、資材保管以外の（私的）利用を制限することは困難と考えます。 なお、野焼きや騒音等、他の法令により制限のあるものについては、本市の関係部署や警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。

42	盗品（自転車、自動車等）、アスベスト、爆発物、薬品（火薬、麻薬等）などの危険物が持ち込まれていないことの立入検査を警察、建築士などの各種専門家を同伴して行う。 市の職員だけではなく専門家を同伴して行う。 また近年の事情を鑑みて、犯罪の温床となることを防止するため。	本条例（案）においては、不法投棄等の不適切な行為を迅速かつ円滑に覚知し、是正につなげていく観点から、囲いの一部に透明な板等を設けることを許可基準とします。 なお、不法投棄や不法就労等については他の法令により規制されていることから、本条例（案）はこれらの行為を直接規制するものではありませんが、巡視活動等の際に不法投棄と思われる資材を発見した場合や従業員の滞在資格等に疑義がある場合は、本市の関係部署や警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。
43	暴力団、国際テロリスト、不法就労者、反社会勢力の使用を禁止する。 国際テロリストに関してはその実態を把握し難いことから、外国の反社勢力に属する可能性が認められる際は使用を禁止する。	不法就労等については他の法令により規制されていることから、本条例（案）において規定は設けませんが、巡視活動等の際に従業員の滞在資格に疑義がある等、不適切な状況を発見した場合は、本市の関係部署や警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。
44	不法就労者の個人事業主が事業者を介している際には実態が分からないため、以下の納税書類の提出を義務化すること。 毎年の納税書類の提出を義務化する。 住民登録が無い仮放免者については税務署も把握できないため、納税書類の提出を義務化すること。 税理士とともに取引記録を検査する。 事業者と事業者が外注している個人事業者の納税書類を必須とする。 合法的な使用であることを証明するため。	本条例（案）は、資材置場の不適切な設置等の防止を図ることにより、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とするものであり、この目的を達成するために必要な範囲を超える個人の情報を調査・取得することや許可基準とすることは困難と考えております。 なお、巡視活動等の際に従業員の滞在資格に疑義がある等、不適切な状況を発見した場合は、本市の関係部署や警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。
45	周辺住民の苦情があった際には、随時、警察、各種専門家を同伴して市職員が土地の所有者、利用者に関わりなく立入検査が出来るものとする。 周辺住民から騒音や粉塵、トラックの走行などで苦情が上がった場合、あるいは事業目的以外の使用があった場合など、随時、立入検査、行政指導、使用許可の停止などが行えるものとする。 その際に騒音基準についてdbを明記する。 住宅地区における資材置き場などは初回から許可しない。	本条例（案）においては、騒音、振動等への対応の観点から、事業者が市に提出する計画に、作業を行う日又は曜日及び時間帯を記載することとし、原則として早朝や深夜に作業を行うことのないようにするとともに、計画と異なる時間帯における作業等があった場合には指導等を行うことを検討しております。 なお、騒音、振動の数値につきましては、埼玉県生活環境保全条例など他の法令等により定められていることから、本条例（案）はこれらの数値を定めるものではありません。 本条例（案）は私有財産の用途に一定の制限を設ける性質があり、基準設定にあたっては一定の水準とする必要があるものと考えております。このため、地域条件等によってさらに規制を厳格化することは困難であると考えます。
46	改正案にある「囲いの一部に透明な板等を設ける」に関して、外周の1割以上を透明にするなど 面積の基準を設ける	資材の屋外保管における不適切な行為を迅速かつ円滑に覚知し、是正につなげていく観点から、囲いの一部に透明な板等を設けることを許可基準とすることとしています。
47	土地の所有者、利用者に関わらず上記の内容として、罰則を伴う実効性のあるものにする。	本条例（案）では、許可を受けずに資材の屋外保管を行った者や命令違反のあった者に対して、地方自治法に基づき地方自治体が条例で定めることのできる上限額である１００万円以下の罰金を科すこととしております。 罰則規定につきましては検察庁とも十分に協議を行った上で規定しております。
48	既存の資材置き場条例の施行に伴い、新規資材置き場の設置が制限されたことは住民にとって意義深いことだと思う。 しかしながら、５００㎡を超えるもの限って適用するなどとしたことで、分割申請し、条例の範囲外としているような「いたちごっこ」となるケースもあったことや、既存の資材置き場については努力義務にとどまっていたことから、新たに更新性を設けるなど既存の資材置き場についても一定の制限を設けられることは大いに期待したい。 一方で、本文にもある通り、道路の十分な整備がされていない地区に資材置き場等を設置したため、想定外的大型車などが通行するため道路のクラックが発生し、近隣住民の方にとっては騒音や振動などの生活に不具合が発生しており、市としては、道路補修について市税を用いて対応していることになっている。本来であればこれらの道路補修については原因者が負担すべきものであり、現状においても今後においても原因者が特定できたならば原因者が負担することが筋であるが、特定が難しいことは想定できる。 そこで、提案であるが、例えば横浜みどり税のように川口市独自の税を設置してはどうか。本来市街化調整区域や安行近郊緑地は緑地を推進するための制度であるところ、解釈の誤り？から資材置き場においては規制がかからず野放しにされてきたものである。 そういった個人または法人が緑地を保全することに反して利益活動を行っていることは看過しがたく、別途特別税を徴収することも検討されたい。	本市における市街化調整区域や安行近郊緑地における緑地保全に関する方針等に照らし、実態把握等を行うとともに、今後の制度設計を検討してまいります。

49	川口市資材置場の設置等の規制に関する条例の見直し（案）の意見を送ります。 資材運搬しているトラックの運転が非常に怖いです。 ヤードと言われているものがある石神や赤芝新田辺りを自転車または歩いていると、一時停止を守らない、曲がる時に歩行者のスレスレで通るトラックが多いです。 過積載のトラックが一時停止を守らずに目の前を通過したこともあります。気をつけないと轢き殺されかねません。 神根東小学校や神根中学校などもあるエリアなので子ども達の身の安全が心配です。 規制を強化し、過積載取り締まり、速度制限の徹底、一時停止無視の取り締まりなど行って欲しいです。	駐車・スピード違反や過積載のトラック等については他の法令により規制されていることから、本条例（案）はこれらの行為を直接規制するものではありませんが、巡視活動等の際に啓発を行うとともに、これらの行為を発見した場合等は、警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。
50	既存の資材置場について 五年毎の許可制（許可基準の中に地域の安全、交通安全、マナー、エチケットも確認項目として入れる。）改定案を見ましたが、単に資材置場側から届けを出し、それを以って市長が許可するとありますが、届け出の内容はどのような内容かで、届け出側の好きな様に書けるものでは何の改善もされません。きちんと騒音、振動について規定し、近隣住民に迷惑をかけない運用をしているか、トラックの安全な通行、積載量の遵守、マナー、エチケットについても評価項目を入れていただきたい。あくまで評価は迷惑をかけられている住民がすべきで、資材置場側がすべきではないと考えます。 届出だけで許可するのであれば、届出する許可申請の内容は、現在住民が困っている迷惑行為、危険行為をさせない為（騒音、振動、マナー、エチケットに至るまで網羅した内容）に、日々の迷惑行為を低減する努力をしているか評価できる内容にすべきだと考えます。内容としては、下記が必須だと考えます。 #資材置場内は火気厳禁とし、焚火など火は使わない事。	騒音や振動、交通ルール、野焼き等につきましては、他の法令等により定められていることから、本条例（案）はこれらの数値を直接規制するものではありませんが、今後も、本市の関係部署はもとより、警察等の関係機関に情報共有し、連携して必要な対応を行ってまいります。 なお、本条例（案）は、資材置場の不適切な設置等の防止を図ることにより、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とするものであり、マナー、エチケット等について規定することは困難であると考えます。
51	交通ルール、マナーの遵守。特に4 mに満たない道路を通行する場合は徐行を徹底する。また、エンジン音、通行時の揺れを考慮し可能な限り静かに走行する。 2.9 m以下の道路では4 tトラック以上は通行しない。積載オーバー等、危険行為は絶対に行わない。	交通ルール等につきましては、他の法令等により定められていることから、本条例（案）はこれらの数値を直接規制するものではありませんが、今後も、本市の関係部署はもとより、警察等の関係機関に情報共有し、連携して必要な対応を行ってまいります。
52	公衆のマナー、エチケットを守る。 道路を汚した場合、速やかに清掃する等の一次対応をし、再発防止策を関連部署に7日以内に報告する。 早朝、深夜に住居近くの道路上で電話をかけたり、大声で話さない。 ゴミやタバコの吸い殻を捨てない。	本条例（案）は、資材置場の不適切な設置等の防止を図ることにより、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とするものであり、マナー、エチケット等について規定することは困難であると考えます。 一方、資材置場を拠点とした各種行為が周辺環境を悪化させているとの意見をいただいていることにつきましては、必要に応じて、巡視活動等の機会において指導等を行ってまいります。さらに、現在、市の部局横断的な会議体を立ち上げ、本市の関係部署に情報共有を行っており、今後も、本市の関係部署はもとより、警察等の関係機関に情報共有し、連携して必要な対応を行ってまいります。
53	騒音、振動は出さない。 騒音レベルは住宅専用地域で50 db以内、平日8：00－20：00以外の時間帯は45 db以内とし、それ以上の騒音は出さない。 振動を防止する為、住宅から100 m以内での大型重機を使用した作業は禁止。	本条例（案）においては、騒音、振動等への対応の観点から、事業者が市に提出する計画に、作業を行う日又は曜日及び時間帯を記載することとし、原則として早朝や深夜に作業を行うことのないようにするとともに、計画と異なる時間帯における作業等があった場合には指導等を行うことを検討しております。 なお、騒音、振動の数値等につきましては、埼玉県生活環境保全条例など他の法令等により定められており、それらに基づき規制を行うこととなります。
54	住居に隣接している外国人経営の解体業資材置場は、230坪の土地を二社で分けて使っています。現在の条例が発布される数カ月前に資材置場を設置したため、4 mに満たない道路に面して、500平米を超える土地ですが、市として取り締まる法律がない為、現在でもそのまま運用しています。このような資材置場についても、再許可時に許可をしない。	一般的に大規模な資材置場ほど、搬入出の回数が増加し、交通の支障等の周辺への影響が大きくなると想定されることから、接道等の立地基準については500㎡以上の資材置場を適用対象とするものです。 また、実質的に一体で運用される資材置場を500㎡未満に分割して立地基準適合義務の抜け道とするなどの条例の不適正な運用を防ぐ観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、その中で「一団の土地」とみなす場合の考え方等を示してまいります。 なお、既存の資材置場についても5年後に更新のための許可申請が必要となります。
55	瓦礫を重機で砕く作業等、処理する作業は資材置場では認めない様に規定して頂きたい。日本人経営の一箇所の資材置場は、資材置場でなく、現在は瓦礫処理場となっています。毎日、騒音が絶えません。	本条例（案）においては、騒音、振動等への対応の観点から、事業者が市に提出する計画に、作業を行う日又は曜日及び時間帯を記載することとし、原則として早朝や深夜に作業を行うことのないようにするとともに、計画と異なる時間帯における作業等があった場合には指導等を行うことを検討しております。 なお、騒音、振動の数値等につきましては、埼玉県生活環境保全条例など他の法令等により定められており、それらに基づき規制を行うこととなります。

56	単に届け出だけで市長が許可するのであれば、五年間の許可制は期間的に長く、事務処理は大変だと考えますが、二、三年程度毎の許可制にすべきだと考えます。	許可の有効期限につきましては、近隣自治体との均衡及び資材置場に使用される囲い等の耐用年数等を考慮し、５年間とすることとしています。また、資材が適切に屋外保管されているか等につきましては、巡視活動等により確認してまいります。
57	新規資材置場について 住居から１００m以内については広さに関係なく、資材置場設置は許可しない様にして頂きたい。	本条例（案）は私有財産の用途に一定の制限を設ける性質があり、基準設定にあたっては一定の水準とする必要があるものと考えております。このため、地域条件等によってさらに規制を厳格化することは困難であると考えます。
58	現存、新規資材置場両方について 強制力、実行力、実効力ある罰則を規定していただきたい。（百万程度の罰金では彼らにとって痛みを感じないと思料いたします。）一回目注意、二回目罰金、三回目業務停止命令及び懲役と外国人であれば強制送還等、段階的でも厳しく取り締まれる罰則を規定し、実行できる様にして頂きたい。	本条例（案）では、許可を受けずに資材の屋外保管を行った者や命令違反のあった者に対して、地方自治法に基づき地方自治体が条例で定めることのできる上限額である１００万円以下の罰金を科すこととしております。 罰則規定につきましては検察庁とも十分に協議を行った上で規定しております。
59	住民に対する説明ですが、説明を聞いた住民が反対したら資材置場設置は許可しないのであれば重要だと考えます。そうでなければ、住民としては、資材置場設置、増してや外国人経営の会社から設置の説明は聞きたくないと考えるはずです。逆に説明を聞き、反対する住民の中心人物に対する嫌がらせ、危害を加える等が心配です。住民としては賛成することはあり得ないので、資材置場設置をする側から市の担当部署へ説明し、市の担当部署が中心となり、住民に説明をする様にして頂きたい。	住民説明は、これまで資材置場の管理者等が不明である等の状況解消の観点から、事業者より周辺住民の方々へ説明を行うものです。事業者が行う説明につきましては、丁寧に対応するように指導を行ってまいります。
60	騒音については国の法律で定める、住宅専用地域内では、平日午前８時から２０時までは５０ｄｂ以内、それ以外は４５ｄｂ以内とする。ただし、住宅専用地域の隣接する地域からの騒音も、住宅専用地域で測定し規定以上の数値であれば、規制の対象とする。作業場の広さや使用する機器のサイズ等の規定はせず、狭くても、機器が小さくても規制の対象とする。	本条例（案）においては、騒音、振動等への対応の観点から、事業者が市に提出する計画に、作業を行う日又は曜日及び時間帯を記載することとし、原則として早朝や深夜に作業を行うことのないようにするとともに、計画と異なる時間帯における作業等があった場合には指導等を行うことを検討しております。 なお、騒音、振動の数値につきましては、埼玉県生活環境保全条例など他の法令等により定められていることから、本条例（案）はこれらの数値を定めるものではありません。
61	道路を汚したりした場合は道路維持課からの指導に即時対応する。掃除をしたり、水で流す等の一時対応をして、恒久対応のプランを道路維持課に一週間（７日以内）内に報告させる様にしていきたい。これは一例だが、他の問題についても、市の関連部署からの指導については同様に、一次対応、恒久対応についてプランを報告し、実施することを規定し、守らない場合は罰則の対象とする。	本条例（案）は、資材置場の不適切な設置等の防止を図ることにより、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とするものであり、具体的事案の対応を個々に規定するものではありませんが、巡視活動等の際に汚損等を発見した場合は、本市の関係部署や警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。
62	その他、川口市に対する要望。 前述致しました通り、資材置場内外での問題は多岐に渡り、市民が問題と感じ、相談する先も多岐に渡ります。 先日は隣接する、トラックが二台程度しか駐車できない資材置場に、トラック、従業員の乗用車が１０数台集まり、駐車できないので、道路、他人の敷地内等に駐車し、通行の妨害、また道路上での会話等、迷惑極まりない事象がありました。 市の環境保全課に相談したら、資材置場内の事象ではないから環境保全課ではない、外国人のマナー問題なら多文化共生係だと言われ、多文化共生係に電話すると道路上なら警察に言ったらと言われ、最終的には警察の安全相談室に相談し、解体業者に注意して頂いた。一事が万事、このような事が多く、市民が抱える問題を、解決したり、相談する個々の部署を探し、個々の部署に連絡し、対応して頂ける部署にたどり着くまでかなりの時間と体力をかけ、結局、法律がないから対応できないと回答される。川口市として、資材置場問題がここまで大きくなっていることから、この問題に対応する部署が必要だと考えます。市民からの相談窓口は一本化し、窓口部署を設けて頂き、窓口部署が関係各部署と連携し対応していただける様にして頂きたい。	条例の適正な運用の観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、本市の体制についても検討していく予定です。
63	許可制について…100㎡以下のいかなる素材、用途目的の資材置き場についても同様の許可を得る事。既存に対しては市長の許可を義務づける事。すべての資材置き場は現場責任者を設置の上、資材置き場の主な用途を明記させ、責任者、住所、用途、連絡先をリスト化し、川口市ホームページ上に公表すること。	100平方メートル以下の資材の屋外保管については、許可申請の対象とはいたしません。保管基準を守ることとして規定いたします。また、すべての資材置場に苦情等の連絡を受ける者の配置および掲示板の設置を義務付ける予定あり、掲示する内容につきましては、いただいたご意見を参考に、今後規則において定めてまいります。 また、公表方法等につきましても検討してまいります。
64	立地基準では、新設の場合住宅などから１００メートル以上離し、敷地が幅員４メートル以上の公道に接していること。など他市のように基準を強化すべき。	本条例（案）は私有財産の用途に一定の制限を設ける性質があり、基準設定にあたっては一定の水準とする必要があるものと考えております。このため、地域条件等によってさらに規制を厳格化することは困難であると考えます。 一方で、資材置場を拠点とした各種行為が周辺環境を悪化させているとの意見をいただいていることにつきましては、必要に応じて、巡視活動等の機会において指導等を行ってまいります。
65	追加要望 資材置き場への農地転用を許可しないこと	農地転用の許可につきましては、農地法など他の法令等により定められていることから、その法令に基づき運用することになります。

66	条例において騒音に対しての対策が全くされていない。資材置き場において騒音苦情あった際は速やかに市の責任において解決策を図ること。住民環境の保全を最優先し、居住区域に応じた騒音規定を設け、駆除があった際は騒音測定をし、騒音数値が逸脱した場合、速やかに作業を停止させ改善命令を行う事(例:75デシベルなど)。同様に地主、貸主への罰則を設け、改善されない場合は資材置き場責任者と同様に処罰する。 改善案を出し改善が見込まれた際のみ作業を開始できる事とする。改善がされない場合は使用許可を取り消す等罰則を設ける。	本条例（案）においては、騒音、振動等への対応の観点から、事業者が市に提出する計画に、作業を行う日又は曜日及び時間帯を記載することとし、原則として早朝や深夜に作業を行うことのないようにするとともに、計画と異なる時間帯における作業等があった場合には指導等を行うことを検討しております。 なお、騒音、振動の数値につきましては、埼玉県生活環境保全条例など他の法令等により定められていることから、その法令に基づき規制をすることになります。
67	事業主から税務資料の提出を必須とする。提出がない場合、許可の取消し及び罰則を設ける。	本条例（案）は、資材置場の不適切な設置等の防止を図ることにより、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とするものであり、この目的を達成するために必要な範囲を超える個人の情報を調査・取得することや許可基準とすることは困難と考えております。
68	現場責任者は在留資格が五年を有すものに限り、資材置き場の構造図と作業員のリストを作らせ視察の際に著しく差異があった際は警察立ち入りの元調査する。	本条例（案）は、資材置場の不適切な設置等の防止を図ることにより、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とするものであり、この目的を達成するために必要な範囲を超える個人の情報を調査・取得することや許可基準とすることは困難と考えております。
69	既存資材置場による騒音や粉塵被害が深刻なため、見直し案にある立入検査の規定は地域住民の安心に繋がる重要な措置と考えます。 ただし、定期的かつ抜き打ち検査を行い、違反を早期に発見できる体制を構築すべきです。 また、検査結果を市民に公開し、透明性を確保することで条例の信頼性を高めるよう求めます。	本条例の施行に必要な限度において立入検査を行うことを検討しており、必要に応じ抜き打ち検査等も実施していく予定です。 また、検査結果の公表方法等につきましても検討してまいります。
70	規制対象の資材置き場を「100㎡」以上とする基準の無意味さ 【問題点】 規制対象の資材置き場の面積を「100㎡」以上という基準を設けることで、小規模な資材置場が多数集積した場合、当条例の規制が有効に機能できない可能性が考えられます。 現に、川口市内で開業営業している解体業者の経営者が、親族や仲間の業者に資材置き場用の農地の共同購入・共同利用の呼びかけを行い、川口市内および近隣の農地を購入および分筆を行っております。 上記のような行為により、一業者あたりの資材置き場の資材置き場の面積を「100㎡以下」に抑えることで、当条例の規制対象から書面上は除外されてしまい、実際は広大な資材置き場が複数業者により共同利用することが可能となってしまう。 【改善案】 規制対象の資材置き場の面積を「100㎡」以上という基準は撤廃するべきと考えます。	一般的に大規模な資材置場ほど周囲への影響が大きくなると想定されることや、これまで実際に苦情等の問題のあった資材置場の面積等を踏まえ、本条例（案）では１００㎡を超える資材置場を規制の対象とするものです。 また、実質的に一体で運用される資材置場を１００㎡以下に分割して許可申請の抜け道とするなどの条例の不適正な運用を防ぐ観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、その中で「一団の土地」とみなす場合の考え方等を示してまいります。
71	既存資材置場への規制対応の甘さ 【問題点】 当条例において、既存の資材置き場については「届出によるみなし許可」として川口市長が許可したものとみなす旨が記載されていますが、現在すでに大きな問題となっている川口市内（特に赤芝新田・石神・木曽呂・神根地区。図2参照）の既存資材置き場に関して、騒音・異臭・粉塵・過積載トラックの往来・野焼き・産業廃棄物の不適切な保管などの問題が放置され続け、地域住民の生活環境に重大な悪影響を及ぼす危険性があります。 【改善案】 既存の資材置き場についても、新規設置の資材置き場と同様に、「立地基準」「構造基準」「保管基準」を一律に適用し、市民生活の安全性や生活環境を保全するための最低限度の基準への適合状況を監査および判定した上で、川口市長が許可を与えるべきです。	既存の資材置場へ立地基準及び構造基準を適用させた場合、移転若しくは事業場の構造を大幅に変更する必要性が生じ、事業者へ相当の負担を強いることとなることから条例施行以前に存在していた資材置場については、立地基準及び構造基準を適用除外としています。なお、既存の資材置場についても保管基準は適用され、火災、崩落等の事故及び騒音、振動等の生活環境への影響に対し、その発生の防止又は軽減に寄与すると考えています。
72	設置場所の立地基準が適用される対象が、500㎡超の資材置き場に限定する無意味さ 【問題点】 資材置き場設置場所の立地基準が適用される対象が、500㎡超の資材置き場に限定されており、小規模な資材置き場には適用されないことは重大な瑕疵であると考えます。 すでに、赤芝新田・木曽呂地区では住宅地の中に小規模な資材置き場が点在または密集し、結果的に地域住民の生活環境に重大な影響を及ぼしております。 【改善案】 設置場所の立地基準が適用される規制対象の資材置き場の面積を「500㎡」以上という基準は撤廃するべきであると考えます。	一般的に大規模な資材置場ほど、搬入出の回数が増加し、交通の支障等の周辺への影響が大きくなると想定されることから、接道等の立地基準については５００㎡以上の資材置場を適用対象とするものです。 また、実質的に一体で運用される資材置場を５００㎡未満に分割して立地基準適合義務の抜け道とするなどの条例の不適正な運用を防ぐ観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、その中で「一団の土地」とみなす場合の考え方等を示してまいります。

73	資材置き場での保管物についての実態把握 【問題点】 当条例では、資材置き場での資材保管の際の「騒音・振動」「積み上げられる資材の高さの限度」については規制を行っていくとのことですが、「保管物の具体的な内容」について規制を設けないことは重大な瑕疵だと考えます。 特にアスベストを含有するような産業廃棄物が資材置き場に保管された場合、近隣住民に重大な健康被害を及ぼします。 【改善案】 資材置き場設置申請（新規・更新）の際に、申請者から保管される資材の具体的な内容について事前に申告をさせた上で、設置許可を与えるようにするべきです。 また、定期的な立入検査を行い、資材置き場設置申請で申告された保管資材とは異なる物が保管されていないことを川口市は確認するべきだと考えます。	本条例（案）は、資材置場の不適切な設置等の防止を図ることにより、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とするものです。許可にあたっては、資材の屋外保管に関する計画を提出することとし、計画と異なる屋外保管があった場合には指導等を行うとともに、この条例の施行に必要な限度において立入検査を行うことを検討しております。
74	罰則の弱さと抑止力への不安 【問題点】 当条例に従わなかった者へ以下の罰則が設定されておりますが、非常に軽いものであり、抑止力となるかが不安です。 「１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処することとします。さらに、軽微な変更の届出を徹底するため、届出を行わなかった者や、虚偽の届出を行った者に対して、５万円以下の過料を科すこととします。」 特に高騰する産業廃棄物の処理費用を節減するために、資材置き場に埋めて不法投棄を行い、処理費用分を莫大な利益とすることを考える業者にとっては、抑止力とはならないと考えます。 【改善案】 川口市内の資材置き場は、不法就労および不法滞在者の拠点となっている事例も多数散見されることから、川口市以外にも、所轄警察署および入国管理庁と合同で立ち入り検査を実施するなど、厳正な対応と罰則および法の適用を強く求めます。 結果的にそうした行政の姿勢が抑止力となり、川口市の生活環境が守られることにつながると考えます。	本条例（案）では、許可を受けずに資材の屋外保管を行った者や命令違反のあった者に対して、地方自治法に基づき地方自治体が条例で定めることのできる上限額である１００万円以下の罰金を科すこととしております。罰則規定につきましては検察庁とも十分に協議を行った上で規定しております。 また、本市の関係部署や警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。
75	規制対象面積「100㎡以上」の基準の問題規制対象を「100㎡以上」としているため、小規模な資材置き場が集積して実質的に広大な資材置き場となるケースが発生している。 改善案:この基準を撤廃する。	一般的に大規模な資材置場ほど周囲への影響が大きくなると想定されることや、これまで実際に苦情等の問題のあった資材置場の面積等を踏まえ、本条例（案）では１００㎡を超える資材置場を規制の対象とするものです。 また、実質的に一体で運用される資材置場を１００㎡以下に分割して許可申請の抜け道とするなどの条例の不適正な運用を防ぐ観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、その中で「一団の土地」とみなす場合の考え方等を示してまいります。
76	既存資材置き場への規制対応の不備既存資材置き場は「届出によるみなし許可」とされ、騒音・異臭・粉塵などの問題が放置されている。 改善案:新規設置と同様の基準を適用し、許可の基準を強化する。	既存の資材置場へ立地基準及び構造基準を適用させた場合、移転若しくは事業場の構造を大幅に変更する必要が生じ、事業者へ相当の負担を強いることとなることから条例施行以前に存在していた資材置場については、立地基準及び構造基準を適用除外としています。なお、既存の資材置場についても保管基準は適用され、火災、崩落等の事故及び騒音、振動等の生活環境への影響に対し、その発生の防止又は軽減に寄与すると考えています。
77	立地基準が「500㎡超」に限定される問題「500㎡以上」の資材置き場にのみ立地基準を適用する現状では、小規模な資材置き場が住宅地に密集し、住民に影響を及ぼしている。 改善案:この面積基準を撤廃する。	一般的に大規模な資材置場ほど、搬入出の回数が増加し、交通の支障等の周辺への影響が大きくなると想定されることから、接道等の立地基準については５００㎡以上の資材置場を適用対象とするものです。 また、実質的に一体で運用される資材置場を５００㎡未満に分割して立地基準適合義務の抜け道とするなどの条例の不適正な運用を防ぐ観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、その中で「一団の土地」とみなす場合の考え方等を示してまいります。
78	保管物の実態把握の不足保管物の具体的内容に対する規制がなく、アスベスト等の危険物による健康被害のリスクがある。 改善案:保管物の内容申告を義務化し、定期的な立入検査を実施する。	本条例（案）は、資材置場の不適切な設置等の防止を図ることにより、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とするものです。許可にあたっては、資材の屋外保管に関する計画を提出することとし、計画と異なる屋外保管があった場合には指導等を行うとともに、この条例の施行に必要な限度において立入検査を行うことを検討しております。
79	罰則が軽く、不法行為を抑止できていない。 改善案:警察や入国管理庁と合同で厳正な立入検査を行い、罰則を強化して抑止力を高める。	本条例（案）では、許可を受けずに資材の屋外保管を行った者や命令違反のあった者に対して、地方自治法に基づき地方自治体が条例で定めることのできる上限額である１００万円以下の罰金を科すこととしております。罰則規定につきましては検察庁とも十分に協議を行った上で規定しております。 また、本市の関係部署や警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。
80	犯罪者、または過去に犯罪行為を行った者に対して許可を与えないで頂きたい。	本条例（案）は、資材置場の不適切な設置等の防止を図ることにより、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とするものであり、この目的を達成するために必要な範囲を超える欠格要件を規定することは困難と考えております。

81	正当な居住資格を持たない者に許可を与えないで頂きたい。	不法就労等については他の法令により規制されていることから、本条例（案）において規定は設けませんが、巡視活動等の際に従業員の滞在資格に疑義がある等、不適切な状況を発見した場合は、本市の関係部署や警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。
82	運搬車両が違法行為をした場合についても、保管施設に何らかの罰則が及ぶようにして頂きたい。	駐車・スピード違反や過積載のトラック等については他の法令により規制されていることから、本条例（案）はこれらの行為を直接規制するものではありませんが、巡視活動等の際に啓発を行うとともに、これらの行為を発見した場合等は、警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。
83	「屋外」の定義を明らかにしなければ規制対象を正確に指定できないため追記願います。（ex.資材置き場を屋根で覆えば屋内になるのか）	条例の適正な運用の観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、面積要件や用語の定義、規制対象となる具体的な事例等を示してまいります。
84	トラックの資材移動時の安全性確保も対象者の責務と考えます。荷受け・荷送り履歴管理の徹底、積載量を超えたトラック等法令違反しているものが発覚した際は対象者も処罰の対象と追記願います。 対象者のコンプライアンス意識を向上させ、市民の安全な生活の確保につながるため宜しくお願い致します。	交通ルールやトラック積載量等については他の法令により規制されていることから、本条例（案）はこれらの行為を直接規制するものではありませんが、巡視活動等の際に啓発を行うとともに、これらの行為を発見した場合等は、警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。
85	規制対象面積を指定すると、それに合わせて抜け穴的なヤードを作られる可能性がありますので、置場面積問わず一律にしてシンプルにすべきだと思います。 現条例施行後、それに合わせた小さいヤードが虫食いの増えた現状を鑑みれば、条例の抜け穴となるような規定は一切無くすべきです。ヤード面積問わず一律対象にする事で住居に隣接した空き地に突然ヤードが作られる状況も解消する事と思われます。	一般的に大規模な資材置場ほど周囲への影響が大きくなると想定されることや、これまで実際に苦情等の問題のあった資材置場の面積等を踏まえ、本条例（案）では1 0 0㎡を超える資材置場を規制の対象とするものです。 また、実質的に一体で運用される資材置場を1 0 0㎡以下に分割して許可申請の抜け道とするなどの条例の不適正な運用を防ぐ観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、その中で「一団の土地」とみなす場合の考え方等を示してまいります。
86	必ず二次加工が必要で直接的な資材となりえない廃棄物を資材と定義する事自体非常に疑問ではあるのですが、特に作業により必ず猛烈な騒音振動粉塵を伴い周辺地域に甚大な悪影響を及ぼすコンガラ破碎行為を屋外保管の定義に組み込むのは極めて不適当だと感じます。第一種低層住居専用地域と異なり、建築規制により本来であれば騒音が発生しない前提である市街化調整区域が騒音規制を数値として特に謳っていないという盲点を突いた住居近隣での破碎行為を容認するのは、行政的不作為に他なりません。 住居に隣接した場所でも採石場レベルの爆音を発生させて問題無しの現状は完全に異常であり、本来であれば隣接している第一種低層住居専用地域と同じ生活環境が守られねばならない住宅地の生活環境破壊を騒音規制の適用外を盾にして黙認している現状は、行政的不作為による重大な人権侵害行為です。 また、ヤードの使用用途ですが、100人規模でヤードに集まり1km先に響くほどの凄まじい大音量の音楽を流しながら大騒ぎをする事例（別途資料あり）もありますので、それら迷惑行為に対する罰則も必要であると感じます。申請用途以外の使用を禁じるべき。	本条例（案）においては、騒音、振動等への対応の観点から、事業者が市に提出する計画に、作業を行う日又は曜日及び時間帯を記載することとし、原則として早朝や深夜に作業を行うことのないようにするとともに、計画と異なる時間帯における作業等があった場合には指導等を行うことを検討しております。 なお、騒音、振動の数値につきましては、埼玉県生活環境保全条例など他の法令等により定められていることから、本条例（案）はこれらの数値を定めるものではありません。 また、私有地について、資材保管以外の（私的）利用を制限することは困難と考えますが、野焼きや騒音等、他の法令により制限のあるものについては、本市の関係部署や警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。 資材置場を拠点とした各種行為が周辺環境を悪化させているとの意見をいただいていることにつきましては、必要に応じて、巡視活動等の機会において指導等を行ってまいります。さらに、現在、市の部局横断的な会議体を立ち上げ、本市の関係部署に情報共有を行っており、今後も、本市の関係部署はもとより、警察等の関係機関に情報共有し、連携して必要な対応を行ってまいります。
87	不適切な屋外保管のおそれがないと想定されるものや、緊急性及び公益性が高いと認められる事業の実施に必要なものについては、許可申請の対象から除くこととします。具体的には、以下について、許可申請の対象から除くことを想定しております。 ・工事現場内に存するもの ・同一又は隣接の敷地内に資材置場以外の主たる用途が存在しており、当該用途に付属しているもの について、条例逃れの抜け穴を防ぐ為、言い誤謬魔化しが効かぬよう明確な線引きをお願いします。	条例の適正な運用の観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、面積要件や用語の定義、規制対象となる具体的な事例等を示してまいります。
88	100㎡を超えるものを規制の対象としているが、規制対象はヤード面積問わず一律にすべき。	一般的に大規模な資材置場ほど周囲への影響が大きくなると想定されることや、これまで実際に苦情等の問題のあった資材置場の面積等を踏まえ、本条例（案）では1 0 0㎡を超える資材置場を規制の対象とするものです。 また、実質的に一体で運用される資材置場を1 0 0㎡以下に分割して許可申請の抜け道とするなどの条例の不適正な運用を防ぐ観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、その中で「一団の土地」とみなす場合の考え方等を示してまいります。
89	許可制（5年更新）について 他市と足並みを揃えたのかは分かりませんが、様々な面で法律遵守の意識が極めて低い外国人解体業者が蔓延している川口市の状況を鑑みれば、3年更新でもぬるくらいだと思われます。後塵を拝して悪化の一途を辿ったのだから他市よりも厳しい内容にすべき。	許可の有効期限につきましては、近隣自治体との均衡及び資材置場使用される囲い等の耐用年数等を考慮し、5年間とすることとしています。また、資材が適切に屋外保管されているか等につきましては、巡視活動等により確認してまいります。

90	届け出によるみなし許可制（５年更新）について 3年更新にすべきです。特に、数多の問題を発生させているのは既存のヤードですので、より厳しい監視の目を向けるべきだと思います。蛇足ながら、3年更新の参考は違反有の自動車運転免許更新の期間。	許可の有効期限につきましては、近隣自治体との均衡及び資材置場に使用される囲い等の耐用年数等を考慮し、５年間とすることとしています。また、資材が適切に屋外保管されているか等につきましては、巡視活動等により確認してまいります。
91	立地基準について 交互通行など出来ない場所にもヤードが乱立している現状を鑑みれば、小さいヤードが密集している場所で火災が発生した際、ヤード地帯一帯の延焼が広がる中で緊急車両が通行できない可能性が非常に高くなりますので、区域面積により対象外を設けるべきではないと思います。実際、赤芝新田にある巨大ヤード１か所よりも小さいヤードが密集している場所の方が、航空写真を見る限りヤード地帯の面積としては明らかに広いです。延焼の危険性を考えれば個々のヤードで見ても全く意味がありません。 更に言えば、新規でも既存でも火災の危険性は全く同じですので、既に出来ているから対象外というのは全く理解出来ません。既存ヤードで野焼きが行われている以上、消火活動に支障をきたす危険な立地のヤードは新規既存敷地面積問わず一切不許可にすべき。	一般的に大規模な資材置場ほど、搬入出の回数が増加し、交通の支障等の周辺への影響が大きくなると想定されることから、接道等の立地基準については５００㎡以上の資材置場を適用対象とするものです。また、実質的に一体で運用される資材置場を５００㎡未満に分割して立地基準適合義務の抜け道とするなどの条例の不適正な運用を防ぐ観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、その中で「一団の土地」とみなす場合の考え方等を示してまいります。
92	資材置場の区域の面積が500㎡を超える場合には、区域の境界と上記の囲いの間に、2mの空地を設けることについて 新規既存敷地面積問わず危険性は同じですので一律に適用すべき。	一般的に大規模な資材置場ほど、周辺への影響が大きくなると想定されることから、空地等の構造基準については５００㎡以上の資材置場を適用対象とするものです。また、実質的に一体で運用される資材置場を５００㎡未満に分割して立地基準適合義務の抜け道とするなどの条例の不適正な運用を防ぐ観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、その中で「一団の土地」とみなす場合の考え方等を示してまいります。
93	作業により凄まじい騒音振動粉塵を伴うコングラの破碎行為を資材置き場の屋外保管に含めるのは無理があり全く以て適当ではありません。地域住民に被害の及ばない高レベルな騒音振動粉塵の対策を行っている専用の作業場を設けるべきです。 問題が発生した際の苦情受付係を企業側に置くとの事ですが、そもそもとしてそれで真摯に対応する企業であればここまで大きな問題になっていません。法令無視でやりたい放題の現状を知る地域住民であれば、報復されるリスクを考えて迷惑行為を繰り返す会社にわざわざ苦情の相談をする人など自分含めて皆無だと思います。ヤード公害やそれに付随する迷惑行為の相談口通報口は行政に設置すべきであり、所謂ヤード公害は勿論のこと迷惑行為や野焼き等違法行為が夜間土日祝関係無く行われている実情を鑑みれば、現状の平日17時以降や休日日のヤード案件は対応不可という全くフレキシブルでない体制ではなく、警察消防と密に連携して対処出来るよう365日24時間対応のヤード公害問題対策を専門とする部署を新設して頂きたいです。 特に居住区での問題で顕著ですが、地区町会でのルールの周知など住民側から歩み寄りとは当然ながらあった筈であろうにも関わらず川口市内がこれだけ悪化している状況からも話せば配慮してくれる法令の手順は遵守してくれているという性善説は全く通用しないと考えて頂かないと、いくら新しい条例を作ったところで現在ヤードで主に問題を起こしている経営者や作業員の方々では状況が加速度的に悪化するだけです。	本条例（案）においては、騒音、振動等への対応の観点から、事業者が市に提出する計画に、作業を行う日又は曜日及び時間帯を記載することとし、原則として早朝や深夜に作業を行うことのないようにするとともに、計画と異なる時間帯における作業等があった場合には指導等を行うことを検討しております。 なお、騒音、振動の数値につきましては、埼玉県生活環境保全条例など他の法令等により定められていることから、本条例（案）はこれらの数値を定めるものではありません。 また、条例の適正な運用の観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、本市の体制についても検討していく予定です。
94	極めて深刻な重度の騒音公害粉塵公害振動公害を伴い近隣住民に悪影響を与えるコンガラ破碎作業は憲法で保障された住民の生存権に抵触しますので、厳格に対処して頂きたいです。	騒音、振動の数値につきましては、埼玉県生活環境保全条例など他の法令等により定められていることから、本条例（案）はこれらの数値を定めるものではありません。また、粉じん対策については今後規則において具体的な基準を定めてまいります。 資材置場を拠点とした各種行為が周辺環境を悪化させているとの意見をいただいていることにつきましては、必要に応じて、巡視活動等の機会において指導等を行ってまいります。さらに、現在、市の部局横断的な会議体を立ち上げ、本市の関係部署に情報共有を行っており、今後も、本市の関係部署はもとより、警察等の関係機関に情報共有し、連携して必要な対応を行ってまいります。

95	事前協議について ヤード近隣に住む一市民として、市はヤードを経営している外国人に極めて配慮しているように感じられますし、どのような協議なのか分かりませんが今後誰が市長になるにしても最終的に市長の裁量だけで決められてしまうのは危険だと思います。 実際のところ市長だけの判断でする事はないと思いますが、決定するにあたっての関係部署の所在と責任は明確にすべき。	本条例において客観的な許可基準を定めてまいります。また、今後「条例及び規則の手引き」を定め、その中で事前協議や関係部署の所在等を示してまいります。
96	住民への周知について 企業側と市長（行政）間の協議だけで地域住民の意向は一切反映されず意見を表明する機会も無く、企業側のその一方的ともいえる協議内容の周知だけで済むのであれば、地域住民には全く意味がありません。	資材置場の管理者等が不明である等の状況を解消する観点から、本条例（案）において事業者より周辺住民の方々へ説明を義務付けています。
97	仮に計画のチラシを近隣住民にポスティングしただけでも周知にあたる可能性もありますし、可も不可も何も意思表示が出来ない地域住民には意味が無いです。	今後、規則及び「条例及び規則の手引き」を定め、その中で周知方法について示してまいります。
98	許可更新について ヤードに関連する今までの経緯を鑑みても3年更新にすべき。	許可の有効期限につきましては、近隣自治体との均衡及び資材置場に使用される囲い等の耐用年数等を考慮し、５年間とすることとしています。また、資材が適切に屋外保管されているか等につきましては、巡視活動等により確認してまいります。
99	敷地面積に関わらず規制対象は一律にしてシンプルにすべき。ヤード公害に直面する近隣住民としては、新規既存敷地面積に関わらず公害はすべて公害です。	一般的に大規模な資材置場ほど周囲への影響が大きくなると想定されることや、これまで実際に苦情等の問題のあった資材置場の面積等を踏まえ、本条例（案）では１００㎡を超える資材置場を規制の対象とするものです。 また、実質的に一体で運用される資材置場を１００㎡以下に分割して許可申請の抜け道とするなどの条例の不適正な運用を防ぐ観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、その中で「一団の土地」とみなす場合の考え方等を示してまいります。
100	既存資材置き場にも新規資材置き場と同じ規定を設けて欲しい 既存資材置き場によるトラックの往来、騒音、振動、粉塵被害が長年改善されていないため	既存の資材置場へ立地基準及び構造基準を適用させた場合、移転若しくは事業場の構造を大幅に変更する必要が生じ、事業者へ相当の負担を強いることとなることから条例施行以前に存在していた資材置場については、立地基準及び構造基準を適用除外としています。なお、既存の資材置場についても保管基準は適用され、火災、崩落等の事故及び騒音、振動等の生活環境への影響に対し、その発生の防止又は軽減に寄与すると考えています。
101	資材置き場の敷地面積を100㎡等限定しない ・いくつかの資材置き場が集合しているところがあるため（赤芝新田等） ・隣接する資材置き場は届出が別でも面積を合併して計算する ・住宅街の狭い土地に資材置き場ができているため（木曾呂、東内野等）	一般的に大規模な資材置場ほど周囲への影響が大きくなると想定されることや、これまで実際に苦情等の問題のあった資材置場の面積等を踏まえ、本条例（案）では１００㎡を超える資材置場を規制の対象とするものです。 また、実質的に一体で運用される資材置場を１００㎡以下に分割して許可申請の抜け道とするなどの条例の不適正な運用を防ぐ観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、その中で「一団の土地」とみなす場合の考え方等を示してまいります。
102	資材置き場の塀にガラや廃棄物、保管物を囲いに直接触れないように保管し堆積物の高さ規定を設ける ・脆弱な囲いごと積んだ大量のガラが崩れ落ちる事例があり大変危険なため	資材の堆積高さにつきましては、今後、規則において示してまいります。
103	資材置き場出入り口に、どんな種類の物を保管しているのか記載義務付け ・近隣住民にはその資材置き場がコンクリ粉砕をしていい資材置き場なのか分からないため	事業者に掲示板設置を義務付ける予定であり、掲示内容につきましては、いただいたご意見を参考に、今後規則において定めてまいります。
104	資材置き場からの騒音、または往来するトラック騒音に対する対処 ・資材置き場の音を出してよい時間を定める ・騒音規制法に基づき 85db を基準とし、実行力を持たせるため、罰金や使用許可の取り消しも ・資材置き場入り口や、公道から確認できる位置に騒音計設置を義務付け	本条例（案）においては、騒音、振動等への対応の観点から、事業者が市に提出する計画に、作業を行う日又は曜日及び時間帯を記載することとし、原則として早朝や深夜に作業を行うことのないようにするとともに、計画と異なる時間帯における作業等があった場合には指導等を行うことを検討しております。 また、騒音、振動の数値につきましては、埼玉県生活環境保全条例など他の法令等により定められていることから、その法令に基づき規制をすることになります。 なお、観測機器等の設置及び運用は困難と考えておりますが、巡視活動により適宜指導を行ってまいります。
105	川口市内の解体業者255社のうち67％が外国人であり、不法就労、不法滞在の拠点になっている業者もある。県警、警視庁及び入管との合同立ち入り検査（定期、抜き打ち）をすべき	不法就労等については他の法令により規制されていることから、本条例（案）において規定は設けませんが、巡視活動等の際に従業員の滞在資格に疑義がある等、不適切な状況を発見した場合は、本市の関係部署や警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。
106	今後、新たな条例がどのような効果をもたらしたかを知りたい ・立ち入り検査や指導がどのように行われたのかを公開し、透明性と安全性を高めて欲しい	情報公開の方法につきましては、今後検討してまいります。

107	改正案にある「囲いの一部に透明な板等を設ける」に関して ・ 囲いの3割以上を透明な板に。普段からどのような物がありどのような作業がされているか外部からわかるように	資材の屋外保管における不適切な行為を迅速かつ円滑に覚知し、是正につなげていく観点から、囲いの一部に透明な板等を設けることを許可基準とすることとしています。
108	資材置き場立地基準において ・ 赤芝新田付近ヤードは小中学校、幼稚園、老人ホームなどが隣接しており住民は狭い道や通学路を往来するトラックに怯え不安を感じている ・ 学校、児童福祉施設、病院、高齢者向け施設等からの距離制限を設ける	本条例（案）は私有財産の使途に一定の制限を設ける性質があり、基準設定にあたっては一定の水準とする必要があるものと考えております。 このため、地域条件等によってさらに規制を厳格化することは困難であると考えます。 一方で、資材置場を拠点とした各種行為が周辺環境を悪化させているとの意見をいただいていることにつきましては、必要に応じて、巡視活動等の機会において指導等を行ってまいります。
109	事業者は資材の売買に関する記録を取り、 5年間保存及び定期的な市への報告を行う ・ 盗品と思われる 持ち込みがあった場合は速やかに警察への報告を行う盗品のリストを事業者に戻し、それらの持ち込みがあった場合に報告を怠れば、罰金や懲役、許可の取り消しを行う	本条例（案）は資材置場の不適切な設置等の防止を図り、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全を目的とするもので、具体的な資材の売買状況の取得や報告義務を規定することは困難と考えております。 一方、巡視活動等の際に盗品と思われる資材を発見した際は、警察と連携して対応いたします。
110	本条例では規制対象を「100㎡以上」としているが、赤芝新田地区など小規模な資材置き場が集積して実質的に広大な資材置き場となるケースが発生しているので、面積基準は撤廃するべき。	一般的に大規模な資材置場ほど周囲への影響が大きくなると想定されることや、これまで実際に苦情等の問題のあった資材置場の面積等を踏まえ、本条例（案）では1 0 0 ㎡を超える資材置場を規制の対象とするものです。 また、実質的に一体で運用される資材置場を1 0 0 ㎡以下に分割して許可申請の抜け道とするなどの条例の不適正な運用を防ぐ観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、その中で「一団の土地」とみなす場合の考え方等を示してまいります。
111	本条例では、条例施工前に設置された既存資材置き場は「届出によるみなし許可」としており、実質的に規制の対象外となってしまうている。それにより、既存の資材置き場での騒音・異臭・粉塵・その他迷惑行為などの問題が放置されてしまうおそれがある。 そのため、既存資材置き場についても、「みなし許可」とはせず、新規設置と同様の基準を適用し、許可の再審査を実施するべき。	既存の資材置場へ立地基準及び構造基準を適用させた場合、移転若しくは事業場の構造を大幅に変更する必要が生じ、事業者へ相当の負担を強いることとなることから条例施行以前に存在していた資材置場については、立地基準及び構造基準を適用除外としています。なお、既存の資材置場についても保管基準は適用され、火災、崩落等の事故及び騒音、振動等の生活環境への影響に対し、その発生の防止又は軽減に寄与すると考えています。
112	立地基準の適用を「500㎡超」とする面積基準の撤廃 「500㎡以上」の資材置き場にのみ立地基準を適用した場合、小規模な資材置き場が住宅地に密集し住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。そのため、この面積基準を撤廃するべき。	一般的に大規模な資材置場ほど、搬入出の回数が増加し、交通の支障等の周辺への影響が大きくなると想定されることから、接道等の立地基準については5 0 0 ㎡以上の資材置場を適用対象とするものです。 また、実質的に一体で運用される資材置場を5 0 0 ㎡未満に分割して立地基準適合義務の抜け道とするなどの条例の不適正な運用を防ぐ観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、その中で「一団の土地」とみなす場合の考え方等を示してまいります。
113	資材置き場における保管物の内容把握 資材置き場に持ち込まれる保管物について規制がなく、アスベスト等の有害物質を含有する危険物が持ち込まれ、保管されることよる地域住民の健康被害のリスクがある。 そのため、川口市で保管物の内容申告を義務化し、資材置き場に定期的な立入検査を実施し、危険な物が保管されていないことを確認してほしい。 また、資材置場への有害物質（アスベスト等）の搬入・保管を明示的に禁止する条項を追加してほしい。	許可にあたっては、資材の屋外保管に関する計画を提出することとし、計画と異なる屋外保管があった場合には指導等を行うとともに、この条例の施行に必要な限度において立入検査を行うことを検討しております。
114	抑止力強化 罰則が軽く、不法投棄などの不法行為を抑止できないおそれがある。 そのため、警察や入国管理庁と合同で定期的に厳正な立入検査を行い、罰則を強化して抑止力を高めるべき。	本条例（案）では、許可を受けずに資材の屋外保管を行った者や命令違反のあった者に対して、地方自治法に基づき地方自治体が条例で定めることのできる上限額である1 0 0 万円以下の罰金を科すこととしております。罰則規定につきましては検察庁とも十分に協議を行った上で規定しております。 本条例の施行に必要な限度において立入検査を行うことを検討しており、本市の関係部署や警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。
115	資材置き場に関する苦情対応窓口の設置 現在は、川口市民が川口市に資材置き場に関する苦情を通報しても、役割が課によって分散および責任が不明瞭になっているので、資材置き場に関する対応窓口を設置して部門横断型で対応できるように川口市でワンストップ化してほしい。	条例の適正な運用の観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、本市の体制についても検討していく予定です。
116	資材置き場の視認性の向上 川口市内の既存資材置き場の多くが、中がほとんど見えないように鉄板で覆われており、まるで要塞のようにになっているため、治安上の懸念が払拭できず、地域環境に悪影響を与えている。 また、資材置き場内ではほぼ毎日、掘削や粉碎処理を行っているようなケースや、集会の開催など目的外の使用も散見され、地域住民に不安を与えている。 そのため、視認性を高めるよう、資材置き場の外部との壁の三分の二は、透明な資材で構成することを義務付けてほしい。	資材の屋外保管における不適切な行為を迅速かつ円滑に覚知し、是正につなげていく観点から、囲いの一部に透明な板等を設けることを許可基準とすることとしています。
117	資材置き場の新規設置および更新時は地域住民からのアンケート評価を審査項目に加えて判断してほしい。	アンケート評価につきましては、今後検討してまいります。

118	騒音計の設置義務とモニタリング 資材置き場に騒音計の設置を義務化し、川口市で騒音を常時モニタリングしてほしい。 また、資材置き場での騒音は50dB以下とするように本条例で義務付けて、規制してほしい。 また、川口市防犯カメラを資材置き場密集地域に設置して、違反行為および危険行為の抑止力としてほしい。	騒音、振動の数値につきましては、埼玉県生活環境保全条例など他の法令等により定められていることから、本条例（案）はこれらの数値を定めるものではありません。また、本条例（案）は、資材置場の不適切な設置等の防止を図り、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とするものであり、監視カメラの設置は困難と考えております。
119	現行「川口市資材置場の設置等の規制に関する条例」（以下、現条例という）では、騒音、振動、粉塵、臭気などの各種公害項目について、各種公害項目それぞれの規正の基準の条項が未設定もしくは見受けられません。地域住民、公共施設、医療・福祉施設(保育園・幼稚園、小・中学校、診療所・病院、老人介護施設など)利用者に著しく影響を与える公害であることを明確に規定し、具体的な数値(例;騒音であれば00デシベルなど）を用いた規正を要望します。 資材置き場から発生される公害は、立地周辺環境に大きく影響を与えます。特に、付近に居住する住民の住宅。また各公共施設、医療・福祉施設の利用者にも著しく影響を与えるため、立地周辺住居、公立施設、医療・福祉施設、それぞれを起点として、半径50メートル以内に、既存に設置された資材置き場を含めて、新規に資材置き場を設置など計画する場合は、住宅、商業、工業、市街化調整など区域の指定に関係なく、一律に各種公害項目についての受忍限度の数値基準を設けるべきと考えます。 上記、受忍限度について、現条例の条項にある廃材、再生材などのように、援用する各種法令、県条例の記述のように、援用する各種法令、県条例を用いる場合は、その各種法令、県条例名称を、改正条例に明記することを要望します。 また援用する各種法令、県条例で規定する数値に捉われることなく、科学的根拠に基づき、必要と認められる場合は、川口市が独自の数値基準を規正として設定し、時間帯別の数値基準なども柔軟に取り入れ、資材置き場設置者に対して、公害の発生を必要最小限度に留めるよう防止策を講じさせることを求める条例改正を要望します。 また、上記、具体的な数値基準を定めた場合は、24時間365日、年間を通じて、常時定点観測を行う機器の設置などを要望します。	本条例（案）においては、騒音、振動等への対応の観点から、事業者が市に提出する計画に、作業を行う日又は曜日及び時間帯を記載することとし、原則として早朝や深夜に作業を行うことのないようにするとともに、計画と異なる時間帯における作業等があった場合には指導等を行うことを検討しております。 騒音、振動の数値につきましては、埼玉県生活環境保全条例など他の法令等により定められていることから、本条例（案）はこれらの数値を定めるものではありません。 また、常時定点観測等については現状困難と考えますが、巡視活動により資材の適切な屋外保管の確認を行ってまいります。 なお、条例中、他法令・県条例等を援用する場合はその名称を条例内に記載する予定です。
120	現条例では、上記、公害被害の影響を受ける住民及び公共施設など利用者からの苦情、相談、通報などを専門的に受け付ける窓口が設置されておられません。 苦情、相談、通報などを専門的かつ専任する窓口の設置を要望するとともに、窓口設置などの公表と広報、個人情報などに配慮した上で、苦情内容と、市の対応(指導、勧告、警告、罰則適用)状況を公表し、透明性をもって、地域住民及び公共施設利用者の安心・安全に資するべきと考えます。	条例の適正な運用の観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、本市の体制についても検討していく予定です。
121	指導・監視体制、罰則の強化。 現条例16条で、資材置き場内への立ち入り検査に関する条項が定められておりますが、現条例の必要限度の範囲に留めた立ち入り検査しか認められていないものと考えます。 各種公害項目の常時定点観測などを含めて、定期的な見回り、立ち入り検査の内容を強化し、専門家を交えた市職員による監視体制専任部署の設立、行政指導・勧告・警告・罰則適用の厳格運用を要望します。 また、現条例6条3項(8)には「資材置場の管理の状況を当該資材置場の区域の外部から確認できるようにするために講ずる措置」と定められていますが、既存の資材置き場設置者を含めた、資材置き場施設管理者の義務として、市職員による資材置き場敷地内の安全確認、一般市民による資材置き場敷地外からの安全確認を広く受け入れるように、独立した条項を新設していただきたいです。これは同時に、資材置き場設置林立地帯における、極めて視認性が悪い問題を解決するのに必要と考えます。これら市職員、一般市民による資材置き場域内・域外からの安全確認を、正当な理由なく妨げた場合は、罰則の対象として、施設管理責任を問えるような条例改正を要望します。 現条例20条・21条、22条において、罰則の構成要件、過料が定められていますが、20条・21条の罰金30万円以下、22条の罰金50万円以下の過料では、不正行為、行政指導・勧告・警告に従わない場合などと、行為と罰則の釣り合いが取れておらず、規正の厳格運用や不正防止の抑止力として足り得ていないものと考えます。現条例罰則過料からの大幅な引き上げを要望します。	条例の適正な運用の観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、本市の体制についても検討していく予定です。立入検査の運用面につきましても併せて検討していきます。 本条例（案）においては、不法投棄等の不適切な行為を迅速かつ円滑に覚知し、是正につなげていく観点から、囲いの一部に透明な板等を設けることを許可基準とします。 また、許可を受けずに資材の屋外保管を行った者や命令違反のあった者に対して、地方自治法に基づき地方自治体が条例で定めることのできる上限額である１００万円以下の罰金を科すこととしております。 罰則規定につきましては検察庁とも十分に協議を行った上で規定しております。
122	報道によると、令和6年4月末、資材置き場の集中立地地域において、事業届出目的外、事業届出範囲上不必要と思われる資材置き場の敷地使用によって、大変な騒音事件が発生したものと承知しています。資材置き場の集中立地地域付近の地域住民及び公共施設などの利用者は、日常的な事業目的範囲内活動によって発生する公害を、ひたすら耐え忍んでいることは想像に難くありません。上記記事のような暴挙は、決して看過できるものではありません。事業届出目的外使用の厳格な規制を要望します。	私有地について、資材置場以外の（私的）利用を制限することは困難と考えます。 なお、野焼きや騒音等、他の法令により制限のあるものについては、本市の関係部署や警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。

123	特別緑地保全区域、近郊緑地保全区域、生産緑地、緑地などの区域内ならびに近隣地域、住居地域に近隣の地域、学校の近隣地域においては景観保全や生活環境の確保、安全確保などの観点から一段と厳しい条件を設定することが求められます。	本条例（案）は私有財産の用途に一定の制限を設ける性質があり、基準設定にあたっては一定の水準とする必要があるものと考えております。このため、地域条件等によってさらに規制を厳格化することは困難であると考えます。 一方で、資材置場を拠点とした各種行為が周辺環境を悪化させているとの意見をいただいていることにつきましては、必要に応じて、巡視活動等の機会において指導等を行ってまいります。
124	「区域面積が100平米を超えるものに限る」となっていますが、申請時に100平米未満で申請を逃れ、その後に拡張して100平米を超える資材置場としたり、100平米未満の資材置場を隣接もしくは集約して実質的に100平米を超える資材置き場とするような事案が発生もしくは発生する可能性が極めて高いことから、面積条件は廃止することが求められます。	一般的に大規模な資材置場ほど周囲への影響が大きくなると想定されることや、これまで実際に苦情等の問題のあった資材置場の面積等を踏まえ、本条例（案）では1 0 0㎡を超える資材置場を規制の対象とするものです。 また、実質的に一体で運用される資材置場を1 0 0㎡以下に分割して許可申請の抜け道とするなどの条例の不適正な運用を防ぐ観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、その中で「一団の土地」とみなす場合の考え方等を示してまいります。
125	「不適切な屋外保管のおそれがないと想定されるものや、緊急性及び公益性が高いと認められる事業の実施に必要なものについては、許可申請の対象から除く」とあり具体例が記載されていますが、二点目の「同一又は隣接の敷地内に資材置場以外の主たる用途が存在しており、当該用途に付属しているもの」については付属しているの基準が曖昧で抜け道になる可能性が高いと考えます。	条例の適正な運用の観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、面積要件や用語の定義、規制対象となる具体的な事例等を示してまいります。
126	「資材置場を設置し、屋外保管をしようとする者」及び「既存の資材置場において、屋外保管を行っている者」が外国籍者の場合、もしくは、外国籍者が経営に関わっている法人などの場合は、資材置場を放置して国外に出てしまうことを防ぐために資材置場の運営・管理などに必要な在留許可を有していることを確認することが求められます。また、必要に応じて出入国管理庁に確認・問い合わせを行うことも求められます。	不法就労等については他の法令により規制されていることから、本条例（案）において規定は設けませんが、巡視活動等の際に従業員の滞在資格に疑義がある等、不適切な状況を発見した場合は、本市の関係部署や警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。
127	「資材置場を設置し、屋外保管をしようとする者」及び「既存の資材置場において、屋外保管を行っている者」が健全な運営（経営）ができることを確認するために申請に際して納税状況などを確認することが求められます。また、必要に応じて管轄する税務署などにも確認を行うことも実施することが求められます。	本条例（案）は、資材置場の不適切な設置等の防止を図ることにより、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とするものであり、この目的を達成するために必要な範囲を超える個人の情報を調査・取得することや許可基準とすることは困難と考えております。
128	既存の資材置場が様々な問題を招いていることから、みなし許可は不適切だと考えます。 ただし、現在の条例に基づく届出を出している場合は、12から24ヶ月程度の猶予を与え新規申請と同様の条件を満たしたことを確認した上での許可とする措置を設けることも考えられます。なお、現在の条例から漏れている（現在の条例制定まえから稼働しており現在の条例に基づく届出を出していない）事業者に対しては冒頭の趣旨を鑑みて新規として扱うことが求められます。	既存の資材置場へ立地基準及び構造基準を適用させた場合、移転若しくは事業場の構造を大幅に変更する必要が生じ、事業者へ相当の負担を強いることとなることから条例施行以前に存在していた資材置場については、立地基準及び構造基準を適用除外としています。なお、既存の資材置場についても保管基準は適用され、火災、崩落等の事故及び騒音、振動等の生活環境への影響に対し、その発生の防止又は軽減に寄与すると考えています。
129	資材置場に入出入りする車両の大きさを考えれば、地域住民、特に通学児童などの安全確保のために500平米未満でも幅員などの条件を満たすことが求められます。また、現状、小規模な資材置場が密集することで住宅地や通学路に影響を及ぼしていることから考えても面積基準の記載は削除することが求められます。	一般的に大規模な資材置場ほど、搬入出の回数が増加し、交通の支障等の周辺への影響が大きくなると想定されることから、接道等の立地基準については5 0 0㎡以上の資材置場を適用対象とするものです。 また、実質的に一体で運用される資材置場を5 0 0㎡未満に分割して立地基準適合義務の抜け道とするなどの条例の不適正な運用を防ぐ観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、その中で「一団の土地」とみなす場合の考え方等を示してまいります。
130	周辺住民の生活環境を守る観点から資材置場利用時間を遅くとも20時頃までとするなどの利用時間の規制を設け、併せて、騒音規制を検討し条件として明記することが求められます。	本条例（案）においては、騒音、振動等への対応の観点から、事業者が市に提出する計画に、作業を行う日又は曜日及び時間帯を記載することとし、原則として早朝や深夜に作業を行うことのないようにするとともに、計画と異なる時間帯における作業等があった場合には指導等を行うことを検討しております。 なお、騒音、振動の数値につきましては、埼玉県生活環境保全条例など他の法令等により定められていることから、本条例（案）はこれらの数値を定めるものではありません。
131	一部の資材置場では、利用目的（申請内容）から外れ大音量の音楽を鳴らす宴会・パーティー・バーベキューなどを行っていたり、寒くなると野焼きを行っている実態があることから周辺住民の生活環境を守る観点から目的外の利用を固く禁じ罰則を設けることが求められます。	私有地について、資材置場以外の（私的）利用を制限することは困難と考えます。 なお、野焼きや騒音等、他の法令により制限のあるものについては、本市の関係部署や警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。
132	保管物の具体的な内容に対する記載がないため、アスベスト等の危険物が保管・堆積される可能性が考えられます。危険物から周辺住民などのへの健康被害を防ぐためにも保管・堆積物内容（種類）と出入り量を定期的に報告させることが求められます。	本条例（案）は、資材置場の不適切な設置等の防止を図ることにより、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とするものです。許可にあたっては、資材の屋外保管に関する計画を提出することとし、計画と異なる屋外保管があった場合には指導等を行うとともに、この条例の施行に必要な限度において立入検査を行うことを検討しております。

133	許可にかかる標識掲示することは現条例で定められていますが、実態としては他事業者に資材置場を貸し利用させているケースも見受けられるため、利用者にかかる情報（名称、連絡先、責任者名など）も併せて掲示することが求められます。	本条例（案）では、資材の屋外保管を行う者が、許可を取得するものとしております。このため、許可を取得した者と異なる者が屋外保管を行っている場合には、無許可で屋外保管を行っていることとなります。 また、掲示板に記載する内容につきましては、いただいたご意見を参考に、今後規則において定めてまいります。
134	資材置場における騒音問題は毎日のように発生しており近隣住民に迷惑がかかっています。現条例でも騒音に対する措置を講じることを条件としていますが、中には大音量で音楽を鳴らし宴会を行い近隣住民に多大なる迷惑をかけているところもあります。客観的に騒音レベルを把握するために工事現場などに設置されているようなりアルタイムで騒音レベルを表示する騒音計を資材置場の出入口などに設置することを許可条件に加えることが求められます。	私有地について、資材置場以外の（私的）利用を制限することは困難と考えます。 なお、騒音、振動の数値につきましては、埼玉県生活環境保全条例など他の法令等により定められていることから、本条例（案）はこれらの数値を定めるものではありません。また、観測機器等の設置及び運用は困難と考えておりますが、巡視活動により適宜指導を行ってまいります。
135	「囲いの一部に透明な板等を設ける」は、不適切行為の覚地や是正の観点から大変好ましい基準であると思いますが、大きさなどの具体的な基準を設けないと小さい部分しか透明にすることで済まし目的を達成することができないと考えます。 上記により「道路に面した囲いすべてを透明な板などを設置」とし、詳細条件は施行規則などで定めることが求められます。	資材の屋外保管における不適切な行為を迅速かつ円滑に覚知し、是正につなげていく観点から、囲いの一部に透明な板等を設けることを許可基準とすることとしています。
136	事前協議における参加者制限ができることの明記 第三者の参加による行政への過剰な介入や行政職員の萎縮を防ぐために必要に応じて参加者を制限できる条件を設けることが求められます。	事前協議は原則として事業者と市の二者のみで実施いたします。
137	申請、許可後に適合確認が行われないと実態の把握ができなくなる可能性が高くなりますので、新規・変更を問わず申請を行うようにすることが求められます。	適合確認につきましては、巡視活動等の際に行ってまいります。
138	申請者の報告書のみでは、どのような内容・頻度で事前説明を実施したのかを確認することは困難であることから、報告書を受領後に周辺住民に対する聞き取り調査（サンプリング調査）を実施し、その結果に基づいて報告書を精査し、許可の判断をする仕組みが求められます。同様の観点から新規だけでなく変更申請の場合も同様の扱いが求められます。	周辺住民への説明方法等につきましては今後、規則及び「条例及び規則の手引き」を定めてまいります。
139	申請、許可後に適合確認が行われないと実態の把握ができなくなる可能性が高くなりますので、新規・変更を問わず申請を行い、適合性を担保を確実にする手段が求められます。	適合確認につきましては、巡視活動等の際に行ってまいります。
140	適合確認の申請だけで許可が出るように読めます。規制を有効にし市民の安全などを確保するためにも新規・変更の申請種類を問わず適合性の審査を実施し、その審査結果に基づいて許可を出すことが求められます。 加えて審査に合格しない場合や是正要求を出せるような条件の明記も求められます。	適合確認につきましては、巡視活動等の際に行ってまいります。
141	資材置場に保管物・堆積物が放置されることを防ぐために野外保管を取りやめる、または、取りやめた際には申請を受領するだけでなく、受領後に野外保管が行われていないことを確認する監査などを実施し、廃止申通りになっていることを確認することが求められます。 また、保管物・堆積物を埋めて誤魔化すなど悪質な対応に対処するための確認作業が求められます。	ご意見を踏まえ、規則に廃止に関する基準を規定することといたします。
142	適合性審査の実施（更新時） 規制を有効にするためには、更新時にも適合性が担保されていることを確認するための審査の実施が求められます。 例えば、囲いの透明部分が経年劣化で透明性が失われ内部の状況が分からなくなことは容易に想像できます。	本条例（案）においては、資材の屋外保管に関する不適切な行為を迅速かつ円滑に覚知し、是正につなげていく観点から、囲いの一部に透明な板等を設けることを許可基準とします。適合確認につきましては、巡視活動等の際に行ってまいります。
143	既存の資材置場に対しては届出だけで許可を与える（みなし許可）としていますが、条例制定の趣旨を鑑みるとみなし許可では問題の解決にはつながりませんので、新規申請と同様の扱いにすることが求められます。	既存の資材置場へ立地基準及び構造基準を適用させた場合、移転若しくは事業場の構造を大幅に変更するが生じ、事業者へ相当の負担を強いることとなることから条例施行以前に存在していた資材置場については、立地基準及び構造基準を適用除外としています。なお、既存の資材置場についても保管基準は適用され、火災、崩落等の事故及び騒音、振動等の生活環境への影響に対し、その発生の防止又は軽減に寄与すると考えています。
144	行政職員の安全を守る観点などから警察や出入国管理庁などの関連組織が立ちあえるように明記することが求められます。	現在、市の部局横断的な会議体を立ち上げ、本市の関係部署に情報共有を行っており、今後も、本市の関係部署はもとより、警察等の関係機関に情報共有し、連携して必要な対応を行ってまいります。
145	第三者による行政への過剰な介入や行政職員の萎縮を防ぐために必要に応じて立入検査に立ち会える者を制限できるように明記することが求められます。	今後検討してまいります。
146	資材置場の実態を正確に把握するためにも抜き打ち立入検査ができるよう明記することが求められます。	本条例の施行に必要な限度において立入検査を行うことを検討しており、必要に応じ抜き打ち検査等も実施していく予定です。 また、検査結果の公表方法等につきましても検討してまいります。
147	目的を達成するため、また、不法行為を抑止するためにも命令違反に対する処分・罰則を強化することで確実な抑止力を持たせることが求められます。	本条例（案）では、許可を受けずに資材の屋外保管を行った者や命令違反のあった者に対して、地方自治法に基づき地方自治体が条例で定めることのできる上限額である１００万円以下の罰金を科すこととしております。 罰則規定につきましては検察庁とも十分に協議を行った上で規定しております。

148	現状の記載では立入検査を拒否した場合の処分・罰則が明記されていないように読めます。立入検査を有効にするためにも立入拒否に対しては命令違反と同等の処分・罰則を設けることが求められます。	ご意見を踏まえ、立入検査を拒否した場合の罰則を規定いたしました。罰則規定につきましては検察庁とも十分に協議を行った上で規定しております。
149	目的（申請）外の事項、例えば大音量での音楽を伴った宴会や許可されていない野焼きなどを資材置場内で行った場合に処分・罰則を課すことを明記すべきだと考えます。過料の目安としては命令違反と同様であることが求められます。	私有地について、資材置場以外の（私的）利用を制限することは困難と考えます。 なお、野焼きや騒音等、他の法令により制限のあるものについては、本市の関係部署や警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。
150	変更や虚偽にかかる罰則が軽く不法行為を抑止できると考えることが難しいため、処分・罰則の強化が必要だと考えます。過料の目安としては命令違反と同等であることが求められます。	本条例（案）では、許可を受けずに資材の屋外保管を行った者や命令違反のあった者に対して、地方自治法に基づき地方自治体が条例で定めることのできる上限額である１００万円以下の罰金を科すこととしております。罰則規定につきましては検察庁とも十分に協議を行った上で規定しております。 一方、過料は行政上の秩序維持のため、制裁として違反者に金銭的負担を課すものであり、届出の不備等については、過料が適当であると考えます。
151	面積による除外をなくし抜け道をなくすことが求められます。	一般的に大規模な資材置場ほど周囲への影響が大きくなると想定されることや、これまで実際に苦情等の問題のあった資材置場の面積等を踏まえ、本条例（案）では１００㎡を超える資材置場を規制の対象とするものです。 また、実質的に一体で運用される資材置場を１００㎡以下に分割して許可申請の抜け道とするなどの条例の不適正な運用を防ぐ観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、その中で「一団の土地」とみなす場合の考え方等を示してまいります。
152	運搬車両がスーパーやコンビニなどの駐車場に資材を積載したまま放置される事案が多いことから、運搬車両の放置を防止するために資材置場に入出入りする運搬車両に対しては（保管場所標章が廃止されるまでの期間）保管場所証票を貼付を義務付けることが求められます。	今後の参考とさせていただきます。
153	新規許可の基準を厳格化 面積は30m以上とし、更新は毎年行うこと	一般的に大規模な資材置場ほど周囲への影響が大きくなると想定されることや、これまで実際に苦情等の問題のあった資材置場の面積等を踏まえ、本条例（案）では１００㎡を超える資材置場を規制の対象とするものです。 また、実質的に一体で運用される資材置場を１００㎡以下に分割して許可申請の抜け道とするなどの条例の不適正な運用を防ぐ観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、その中で「一団の土地」とみなす場合の考え方等を示してまいります。
154	既存資材置き場も規制対応の見直し、基準を強化 囲いは全てのヤードに必須とする また既存の規制対象面積（立地基準が「500㎡超」に限定される問題）等の撤廃	一般的に大規模な資材置場ほど、搬入出の回数が増加し、交通の支障等の周辺への影響が大きくなると想定されることから、接道等の立地基準については５００㎡以上の資材置場を適用対象とするものです。 また、実質的に一体で運用される資材置場を５００㎡未満に分割して立地基準適合義務の抜け道とするなどの条例の不適正な運用を防ぐ観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、その中で「一団の土地」とみなす場合の考え方等を示してまいります。
155	外国人の新規申請については必ず保証人（日本国民）と数億円の保証金を支払うこと 問題があれば保証金の没収、かつ数十億円の罰金を保証人に対して科す	本条例（案）は、資材置場の不適切な設置等の防止を図ることにより、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とするものであり、外国人に着目して何らかの規制を行うものではありません。 一方で、資材置場を拠点とした各種行為が周辺環境を悪化させているとの意見をいただいていることにつきましては、必要に応じて、巡視活動等の機会において指導等を行ってまいります。さらに、現在、市の部局横断的な会議体を立ち上げ、本市の関係部署に情報共有を行っており、今後も、本市の関係部署はもとより、警察等の関係機関に情報共有し、連携して必要な対応を行ってまいります。
156	あらゆる事を隠さず公表を。議員から圧力に負けず、犯罪内容や国籍含めて公表を最低でも罰金を数千万円以上にする。全て市政に回し川口市の治安回復、日本国民へ還付する	本条例（案）では、許可を受けずに資材の屋外保管を行った者や命令違反のあった者に対して、地方自治法に基づき地方自治体が条例で定めることのできる上限額である１００万円以下の罰金を科すこととしており、罰則規定につきましては検察庁とも十分に協議を行った上で規定しております。 また、検査結果の公表等についても今後検討してまいります。
157	更新は毎年。必要な場合は即日行えるように また既存ヤードも。特に盗電チェックを毎年行うこと ルールを守らない、盗電などは民度の低い民族の常識です	許可の有効期限につきましては、近隣自治体との均衡及び資材置場に使用される囲い等の耐用年数等を考慮し、５年間とすることとしています。また、盗電等、資材置場の状況に疑義がある場合は、本市の関係部署や警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。
158	既存ヤードも全て適合確認を行うこと	適合確認につきましては、巡視活動等の際に行ってまいります。

159	「振動・騒音」についての具体的な目安の記載がないことを懸念しております。 「条例制定の趣旨、目的及び背景」に記載にありますように、 「安全対策や騒音・振動・粉じん対策無しでの無秩序な資材の堆積により、周辺住民の安全性や生活環境の悪化を招いているものが見受けられます。」 ということの対策が書かれていないと、最も迷惑をこうむっている近隣住民の課題が解決されないのではないのでしょうか。 段階的に実施するとはいえ、我々は少なくとも2022年から被害をこうむり続けています。もっと具体的な対策をお願いします。例えば下記のような案です 市でも騒音計を貸し出しているので、そちらを、たとえば職員立ち合いのもと計測することで証明行為に使えるようにしてください。 基準値についても環境局が公表している値を基準として、超えていたら指導、という形が明確だと思います。 急に行われる結婚式などのイベントも、事前申請もなく、突然大きな音を出したりして迷惑をこうむっております。 基準値を超えたら指導。数回指導されても改善がなければ営業停止、などの内容が適当だと思います。そういった回数なども具体的に記載していくことで、抑止力になっていくと考えます。	騒音、振動の数値につきましては、埼玉県生活環境保全条例など他の法令等により定められていることから、本条例（案）はこれらの数値を定めるものではありません。 一方、私有地について、資材置場以外での（私的）利用を制限することは困難と考えます。野焼きや騒音等、他の法令により制限のあるものについては、本市の関係部署や警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。
160	振動・騒音で最も迷惑をこうむっているのが、スケルトンパケットでの作業です。 大阪では具体的に規制内容を定めております。 近隣に小学校、中学校、老人ホームがある環境下で、何の規制もない状況は以上と考えます。 やんわり注意するだけでなく、しっかり指導し、お互いに気持ちよく共存できるよう、ルール化をしっかりと行ってください。	今後の検討課題とさせていただきます。
161	条例が性善説に基づいたものだとか抜け穴をついてくる者がおり、せっかくの条例制定が無駄になります。 問題が起きてからの条例見直しだと近隣住民、行政ともに負担が大きいため、不正が起きにくく、また不正を許さないような作りにしてほしいです。 せっかくの条例なので、市民生活の安全と生活環境がしっかり保たれるような、抜け道の無いものを制定してください。 不十分だと不安に感じる部分は以下のとおりです。 １．規制の対象が「100㎡」であること １業者あたりの資材置き場の面積を100㎡としても、業者の親類縁者等が結託して近隣の土地を購入して、規制外になるように分筆する可能性がある。	一般的に大規模な資材置場ほど周囲への影響が大きくなると想定されることや、これまで実際に苦情等の問題のあった資材置場の面積等を踏まえ、本条例（案）では1 0 0 ㎡を超える資材置場を規制の対象とするものです。 また、実質的に一体で運用される資材置場を1 0 0 ㎡以下に分割して許可申請の抜け道とするなどの条例の不適正な運用を防ぐ観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、その中で「一団の土地」とみなす場合の考え方等を示してまいります。
162	現状、赤芝新田や木曽呂地区では小規模な資材置き場が密集しており、すでに住民の生活環境に重大な影響を及ぼしていることから、「500㎡超」は撤廃してほしい。	一般的に大規模な資材置場ほど、搬入出の回数が増加し、交通の支障等の周辺への影響が大きくなると想定されることから、接道等の立地基準については5 0 0 ㎡以上の資材置場を適用対象とするものです。 また、実質的に一体で運用される資材置場を5 0 0 ㎡未満に分割して立地基準適合義務の抜け道とするなどの条例の不適正な運用を防ぐ観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、その中で「一団の土地」とみなす場合の考え方等を示してまいります。
163	周辺住民に対する計画の周知が確実に行われたかどうかの確認書類は、業者の申告だけではなく、第三者の書類が必要であると思う。 見直し案には、周知方法をどのようにするか記載がないため分からないが、住民説明会を開くのであれば、会場の借用書や当日の様子の写真、チラシのポスティングならば町会をとおすなどして自治会のサインをもらうなど、やっていないのに「やりました」と言えないような書類の提出を求める。	周辺住民への説明方法等につきましては今後、規則及び「条例及び規則の手引き」を定めてまいります。
164	立入検査は事前通告なしで行ってほしい。また、立入の日時、曜日が推定されないようにパターン化を防止してほしい。	本条例の施行に必要な限度において立入検査を行うことを検討しており、必要に応じ抜き打ち検査等も実施していく予定です。 また、検査結果の公表方法等につきましても検討してまいります。
165	十分な抑止効果を持たせるために、厳罰化してほしい。 産業廃棄物の処理費用よりも罰金の方が安いと抑止効果がない。 違反行為を繰り返すような悪質な業者には、「許可の取り消し・再申請不可」「会社名を変えただけの同じ経営者の業者の排除」「資材置き場の廃止（土地の返上）」など、厳しい罰則規定を設けてほしい。 また、産廃を置いたまま逃亡するなども考えられるので、新規設立時（既存は初回の更新時など）に預り金（賃貸住宅の敷金のような考え方）を収めるなど、いざという時のために先手をうってほしい。 更新制や囲いの一部に透明な板等を設けることは、よい案だと思いますので、是非お願いします。	本条例（案）では、許可を受けずに資材の屋外保管を行った者や命令違反のあった者に対して、地方自治法に基づき地方自治体が条例で定めることのできる上限額である1 0 0 万円以下の罰金を科すこととしております。 罰則規定につきましては検察庁とも十分に協議を行った上で規定しております。

166	条例の施行や見直しは、市民生活の安全と生活環境の保全に向けた重要な取り組みであると理解しています。しかし、私が特に懸念しているのは、外国人移民に関連する重大な問題です。 最近、埼玉県での移民による性犯罪の報道に触れ、非常に衝撃を受けました。14歳の日本人少女に対する暴行事件が発生し、その後、再び12歳の日本人少女が同様の被害に遭いました。このような重大な犯罪が発生している中で、なぜ一度目の犯罪で国外退去が行われないのか理解に苦しみます。 以下の点について強く訴えます。 暴行事件という極めて重大な犯罪を犯した移民がなぜ適切に対処されず、放置されているのか。市民の安全を脅かす存在を放置することは許されるべきではありません。 日本人が性犯罪の被害に遭い、外国人が不起訴となることは決して許されません。市民の安全を最優先に考えた政策が求められます。 問題が解決されることなく、資材置場の管理や安全対策を進めることには疑問を感じます。市民の生活環境や安全を守るためには、まずこのような深刻な問題に真摯に向き合い、適切な対策を講じるべきです。 ご検討のほど、よろしくお願いいたします。	本条例（案）は、資材置場の不適切な設置等の防止を図ることにより、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とするものであり、外国人に着目して何らかの規制を行うものではありません。 一方で、資材置場を拠点とした各種行為が周辺環境を悪化させているとの意見をいただいていることにつきましては、必要に応じて、巡視活動等の機会において指導等を行ってまいります。さらに、現在、市の部局横断的な会議体を立ち上げ、本市の関係部署に情報共有を行っており、今後も、本市の関係部署はもとより、警察等の関係機関に情報共有し、連携して必要な対応を行ってまいります。
167	市外からの意見ですが、私は東京に車で行く事が多く下道も有料道路で行く事もあるのですが前方に荷重積載量を越えているトラックが走行していて車線変更し運転手を見ると外国人関係の方が多く、積載物がいつ自分に落ちてくるのかと運転に支障をきたすので法案を可決していただきたいと考えています。よろしくお願いします。	本条例（案）は、資材置場の不適切な設置等の防止を図ることにより、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とするものであり、外国人に着目して何らかの規制を行うものではありません。 一方で、資材置場を拠点とした各種行為が周辺環境を悪化させているとの意見をいただいていることにつきましては、必要に応じて、巡視活動等の機会において指導等を行ってまいります。さらに、現在、市の部局横断的な会議体を立ち上げ、本市の関係部署に情報共有を行っており、今後も、本市の関係部署はもとより、警察等の関係機関に情報共有し、連携して必要な対応を行ってまいります。
168	規制対象を新規及び既存の資材置場の全てとする。	既存の資材置場へ立地基準及び構造基準を適用させた場合、移転若しくは事業場の構造を大幅に変更する必要が生じ、事業者へ相当の負担を強いることとなることから条例施行以前に存在していた資材置場については、立地基準及び構造基準を適用除外としています。なお、既存の資材置場についても保管基準は適用され、火災、崩落等の事故及び騒音、振動等の生活環境への影響に対し、その発生の防止又は軽減に寄与すると考えています。 また、一般的に大規模な資材置場ほど周囲への影響が大きくなると想定されることや、これまで実際に苦情等の問題のあった資材置場の面積等を踏まえ、本条例（案）では1 0 0㎡を超える資材置場を規制の対象とするものです。
169	資材置場入口付近に使用者名、緊急連絡先等の看板の設置。	事業者に掲示板設置を義務付ける予定であり、掲示内容につきましては、いただいたご意見を参考に、今後規則において定めてまいります。
170	規制対象の敷地面積要件の撤廃。規模に関係なく全ての資材置き場を規制対象とする。	一般的に大規模な資材置場ほど周囲への影響が大きくなると想定されることや、これまで実際に苦情等の問題のあった資材置場の面積等を踏まえ、本条例（案）では1 0 0㎡を超える資材置場を規制の対象とするものです。 また、一般的に大規模な資材置場ほど、搬入出の回数が増加し、交通の支障等の周辺への影響が大きくなると想定されることから、接道等の立地基準については5 0 0㎡以上の資材置場を適用対象とするものです。
171	敷地内および、運搬作業車等による資材搬入・搬出時の周辺で発生する騒音に厳格な規制基準を設ける。	本条例（案）においては、騒音、振動等への対応の観点から、事業者が市に提出する計画に、作業を行う日又は曜日及び時間帯を記載することとし、原則として早朝や深夜に作業を行うことのないようにするとともに、計画と異なる時間帯における作業等があった場合には指導等を行うことを検討しております。 なお、騒音、振動の数値につきましては、埼玉県生活環境保全条例など他の法令等により定められていることから、その法令に基づき規制をすることになります。
172	資材置場内の作業時間帯を制限する。	本条例（案）においては、騒音、振動等への対応の観点から、事業者が市に提出する計画に、作業を行う日又は曜日及び時間帯を記載することとし、原則として早朝や深夜に作業を行うことのないようにするとともに、計画と異なる時間帯における作業等があった場合には指導等を行うことを検討しております。
173	資材置場内に保管する産業廃棄物等を防塵シート等で覆うなど、粉じんの飛散防止対策を徹底させる。	粉じん対策につきましては、今後規則において定めてまいります。
174	不適切な産廃管理から発生する悪臭について、厳しい基準値を設け、より厳格に取り締まりを強化する。別途「悪臭防止条例」の制定	本市の関係部署に情報共有を行い、必要な対応を検討してまいります。

175	悪臭を除去する設備設置の義務化。	悪臭を除去する設備の設置を義務化することは困難と考えております。 一方で、資材置場を拠点とした各種行為が周辺環境を悪化させているとの意見をいただいていることにつきましては、必要に応じて、巡視活動等の機会において指導等を行ってまいります。
176	定期的に国や自治体による現地調査（立入検査）	この条例の施行に必要な限度において立入検査を行うことを検討しております。
177	問題が見つかった場合は、事業者に対して期限付き改善命令を出す。 許認可の取り消しまたは、一定期間内の廃棄物の受け入れ禁止とする処分の厳格化	許可基準に適合しなくなった場合等に、許可事業者に対して、勧告や命令、許可の取消を行うことを検討しており、今後基準等を検討してまいります。
178	この度は、発言を設ける場を用意していただきありがとうございます。 私の意見としましては、まず、ショベルカーでの「振動」「騒音」が挙げられます。 より厄介なのが""振動""です。 震度2が常に続いている感じで、コップの水、ペットボトルの水面は揺れているのが分かるほどです。証拠として動画もいくつか撮っております。 また、ペンを真っ直ぐ立てれば揺れで倒れる事もあります。 以前は最高で早朝5時30分から作業をしていたこともあり、朝早くに起こされる睡眠妨害もありました。 今は早朝・深夜での作業は無くなりましたが、これからまた再発しないよう時間をしっかり定めていただき、普及していただければと思います。 振動は以前より弱まったものの、無くなっていません。 週2.3ペースで未だにやっています。それもまた家が揺れるほどなので、早めに決まりの定めを行い、対処の方をお願いいたします。 振動は、精神的にも限界がきております。 このような被害者が今後も増えないよう、最善の定めを心からよろしく願い申し上げます。	本条例（案）においては、騒音、振動等への対応の観点から、事業者が市に提出する計画に、作業を行う日又は曜日及び時間帯を記載することとし、原則として早朝や深夜に作業を行うことのないようにするとともに、計画と異なる時間帯における作業等があった場合には指導等を行うことを検討しております。
179	広さの条件を付けると（「100㎡以上」など）条件を外すために複数業者が土地を小分けにして使用する恐れがあるため、全ての規制の対象に広さの条件は付けないでほしい。（逃げ道を作る条件は要らない）	一般的に大規模な資材置場ほど周囲への影響が大きくなると想定されることや、これまで実際に苦情等の問題のあった資材置場の面積等を踏まえ、本条例（案）では1 0 0 ㎡を超える資材置場を規制の対象とするものです。 また、実質的に一体で運用される資材置場を1 0 0 ㎡以下に分割して許可申請の抜け道とするなどの条例の不適正な運用を防ぐ観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、その中で「一団の土地」とみなす場合の考え方等を示してまいります。
180	早朝や深夜に作業をする事に伴い、振動・騒音が出される事があるため、資材置き場での活動時間の制限を付けてほしい。	本条例（案）においては、騒音、振動等への対応の観点から、事業者が市に提出する計画に、作業を行う日又は曜日及び時間帯を記載することとし、原則として早朝や深夜に作業を行うことのないようにするとともに、計画と異なる時間帯における作業等があった場合には指導等を行うことを検討しております。
181	振動・騒音が出る恐れがある場合や、メタンガスなど、環境に何かしらの影響が出る恐れがある場合は、それぞれの数値を測り、周辺に影響がないレベル（国や県などで設置している数値）以下の場合のみの許可としてほしい。	騒音、振動の数値につきましては、埼玉県生活環境保全条例など他の法令等により定められていることから、本条例（案）はこれらの数値を定めるものではありません。
182	資材置き場で作業以外の行為（祭りや集会など）を全面的に禁止してほしい。もし許可をするのであれば、事前の通達が必要であったり、周辺道路への駐車、ゴミの散乱などへの対策としても何らかの規制を設けるべき。	私有地について、資材置場以外の（私的）利用を制限することは困難と考えます。 なお、野焼きや騒音等、他の法令により制限のあるものについては、本市の関係部署や警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。
183	資材置き場周辺の公道への駐車禁止、生活道路への大型車の乗り入れの規制も徹底してほしい。	駐車・スピード違反や過積載のトラック等については他の法令により規制されていることから、本条例（案）はこれらの行為を直接規制するものではありませんが、巡視活動等の際に啓発を行うとともに、これらの行為を発見した場合等は、警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。 なお、法律で認められている範囲の車両の乗り入れを規制することは困難と考えております。
184	資材搬入や運搬、積み込み時に等発生する騒音規制を設け、時間帯の制限や地域住民への事前の告知を義務付けること。	本条例（案）においては、騒音、振動等への対応の観点から、事業者が市に提出する計画に、作業を行う日又は曜日及び時間帯を記載することとし、原則として早朝や深夜に作業を行うことのないようにするとともに、計画と異なる時間帯における作業等があった場合には指導等を行うことを検討しております。
185	資材置場周辺に防風ネットや防塵シートの設置を義務化し、地域住民への粉塵被害を防止する対策を義務化すること。	粉じん対策につきましては、今後規則において定めてまいります。
186	資材置場から発生する臭気に対して、悪臭を抑制するための対策を義務付けること	本市の関係部署に情報共有を行い、必要な対応を検討してまいります。

187	粉塵対策などシートや壁を設置する際、日照権等を考慮し、住宅に近接した設置を回避し、住宅からシートや壁の離隔を2 m以上とするなどの基準を明確に示す規制の強化。これは、新規のみならず既に設置されている資材置場についても適用するものとし、設置基準の面積が5 0 0 m ² 以下においても適用すること。	既存の資材置場へ立地基準及び構造基準を適用させた場合、移転若しくは事業場の構造を大幅に変更する必要が生じ、事業者へ相当の負担を強いることとなることから条例施行以前に存在していた資材置場については、立地基準及び構造基準を適用除外としています。 なお、既存の資材置場についても5 年後に更新の許可申請が必要となります。 粉塵対策シート等の設置についてご指摘のような規定を設けることは現状では難しいと考えますが、今後の検討課題とさせていただきます。
188	立地条件に逸脱しない資材置場であったとしても、資材置場の規制 ルールを設け、資材置場の周囲（半径1 0 0 m以内）に住民に対しては、騒音規制、悪臭対策を適用し、逸脱することのないように運用すること。あるいは、資材置場の運営に利害関係のない地域住民の承諾を得ることを前提として設置を許可すること。	本条例（案）は私有財産の用途に一定の制限を設ける性質があり、基準設定にあたっては一定の水準とする必要があるものと考えております。このため、地域条件等によってさらに規制を厳格化することや、地域住民からの承諾を得ること等を許可条件とすることは困難と考えます。なお、悪臭対策については本市の関係部署に情報共有を行い、必要な対応を検討してまいります。 資材置場を拠点とした各種行為が周辺環境を悪化させているとの意見をいただいていることにつきましては、必要に応じて、巡視活動等の機会において指導等を行ってまいります。
189	新規の資材置場設置申請と更新期間について、提案の規制をさらに改善することを希望する。運用開始後に申請段階よりも想定した以上の環境悪化状況が発生し、地域住民の生活環境を悪化させる事態が懸念されるため、新規に資材置場を設置した初回は、設置2 年後に更新審査を行い、適正な資材置場の運用がなされているかを確認し更新させること。2 回目以降は5 年毎の更新とする。	許可の有効期限につきましては、近隣自治体との均衡及び資材置場に使用される囲い等の耐用年数等を考慮し、5 年間とすることとしています。また、資材が適切に屋外保管されているか等につきましては、巡視活動等により確認してまいります。
190	既に設置されている資材置場の許可期間については、新たな条例制定・施行時に条例に適合しているかの確認を行うこと。この時、適合していない資材置場については、速やかな是正を図る（1 年以内）ことを義務付けると共に立地基準など適合しない場合は速やかな転居を求めることとする。ただし、転居するための猶予期間（2 年）を設け、可能な限り速やかな転居を徹底させること	適合確認につきましては、巡視活動等の際に行ってまいります。 巡視活動等の際に、不適切な状況を発見した場合は、本市の関係部署や警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、是正等の必要な対応を連携して行ってまいります。 一方、転居を規定することについては困難と考えております。
191	資材置場に関する苦情等の相談窓口について 設置箇所の明確化を図ることが必要。市役所に窓口を設け、改善を図る体制を整えること。また、個人情報に配慮しつつ、苦情や申請に対して市の対応状況を積極的に公開すること。	条例の適正な運用の観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、本市の体制についても定めてまいります。 また、対応状況の公開等についても検討してまいります。公表の際には個人情報等の取扱については十分留意いたします。
192	資材置場が適正に運用されているかを巡回や定期的な立ち入りを行い、違反行為に対して指導、勧告を行うこと。また、罰則の強化を図ること。現状の罰則は具体的に示されていないが、罰則金などを明確に示すとともに指導、勧告に対して改善が図れない場合は、大幅な罰則金の増額を図るなど条例遵守への取り組みを強化すること	適合確認につきましては、巡視活動等の際に行ってまいります。巡視活動等の際に、不適切な状況を発見した場合は、本市の関係部署や警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、是正等の必要な対応を連携して行ってまいります。 なお、本条例（案）では、許可を受けずに資材の屋外保管を行った者や命令違反のあった者に対して、地方自治法に基づき地方自治体が条例で定めることのできる上限額である1 0 0 万円以下の罰金を科すこととしております。 罰則規定につきましては検察庁とも十分に協議を行った上で規定しております。
193	資材置場を本来の使用目的以外に使用することを禁止し、違反した場合は資材置場としての許可を取り消すなど厳格に取り締まること。	私有地について、資材置場以外の（私的）利用を制限することは困難と考えます。 なお、野焼きや騒音等、他の法令により制限のあるものについては、本市の関係部署や警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。
194	資材置場の設置や運用変更を行う場合は、地域住民に対して十分な説明会を行い、地域住民の意見を聞く機会を設けること。また、資材置場運用者は、意見について明確な回答を示し、設置、変更を行うこと。なお、回答内容について、地域住民の全ての承諾を得ることを基本し、困難な場合を考慮した承諾条件（2 / 3 以上の賛成）なども明確にすること。	資材置場の管理者等が不明である等の状況を解消する観点から、本条例（案）において事業者より周辺住民の方々へ説明を義務付けています。 一方、地域住民からの承諾を得ること等を許可条件とすることは困難と考えております。
195	規制対象を新規及び既存の資材置場の全てとする。	既存の資材置場へ立地基準及び構造基準を適用させた場合、移転若しくは事業場の構造を大幅に変更する必要が生じ、事業者へ相当の負担を強いることとなることから条例施行以前に存在していた資材置場については、立地基準及び構造基準を適用除外としています。なお、既存の資材置場についても保管基準は適用され、火災、崩落等の事故及び騒音、振動等の生活環境への影響に対し、その発生の防止又は軽減に寄与すると考えています。 また、一般的に大規模な資材置場ほど周囲への影響が大きくなると想定されることや、これまで実際に苦情等の問題のあった資材置場の面積等を踏まえ、本条例（案）では1 0 0 m ² を超える資材置場を規制の対象とするものです。
196	資材置場入口付近に使用者名、緊急連絡先等の看板の設置。	事業者に掲示板設置を義務付ける予定であり、掲示内容につきましては、いただいたご意見を参考に、今後規則において定めてまいります。

197	規制対象の敷地面積要件の撤廃。規模に関係なく全ての資材置き場を規制対象とする。	一般的に大規模な資材置場ほど周囲への影響が大きくなると想定されることや、これまで実際に苦情等の問題のあった資材置場の面積等を踏まえ、本条例（案）では１００㎡を超える資材置場を規制の対象とするものです。 また、一般的に大規模な資材置場ほど、搬入出の回数が増加し、交通の支障等の周辺への影響が大きくなると想定されることから、接道等の立地基準については５００㎡以上の資材置場を適用対象とするものです。
198	敷地内および、運搬作業車等による資材搬入・搬出時の周辺で発生する騒音に厳格な規制基準を設ける。	本条例（案）においては、騒音、振動等への対応の観点から、事業者が市に提出する計画に、作業を行う日又は曜日及び時間帯を記載することとし、原則として早朝や深夜に作業を行うことのないようにするとともに、計画と異なる時間帯における作業等があった場合には指導等を行うことを検討しております。 なお、騒音、振動の数値につきましては、埼玉県生活環境保全条例など他の法令等により定められていることから、その法令に基づき規制をすることになります。
199	資材置場内の作業時間帯を制限する。	本条例（案）においては、騒音、振動等への対応の観点から、事業者が市に提出する計画に、作業を行う日又は曜日及び時間帯を記載することとし、原則として早朝や深夜に作業を行うことのないようにするとともに、計画と異なる時間帯における作業等があった場合には指導等を行うことを検討しております。
200	資材置場内に保管する産業廃棄物等を防塵シート等で覆うなど、粉じんの飛散防止対策を徹底させる。	粉じん対策につきましては、今後規則において定めてまいります。
201	不適切な産廃管理から発生する悪臭について、厳しい基準値を設け、より厳格に取り締まりを強化する。別途「悪臭防止条例」の制定	本市の関係部署に情報共有を行い、必要な対応を検討してまいります。
202	悪臭を除去する設備設置の義務化。	悪臭を除去する設備の設置を義務化することは困難と考えております。 一方で、資材置場を拠点とした各種行為が周辺環境を悪化させているとの意見をいただいていることにつきましては、必要に応じて、巡視活動等の機会において指導等を行ってまいります。
203	定期的に国や自治体による現地調査（立入検査）	この条例の施行に必要な限度において立入検査を行うことを検討しております。
204	問題が見つかった場合は、事業者に対して期限付き改善命令を出す。 許認可の取り消しまたは、一定期間内の廃棄物の受け入れ禁止とする処分の厳格化	許可基準に適合しなくなった場合等に、許可事業者に対して、勧告や命令、許可の取消を行うことを検討しており、今後基準等を検討してまいります。
205	規制面積について撤廃してください。 そうでないと１００㎡以下なら騒音や振動、粉塵などの公害を起こして良いことになり、公害を川口市が引き続き規制面積以下であれば容認することになります。（現在も規制対象であっても規則で１．８mの塀をたてれば騒音や振動等の公害を起こして良いとはされていますが） また現在も規制対象以下の面積の資材置場の間に名義違いの駐車場などを挟めば資材置場と関連したものであるのかどうか証明する手立てはなく、事実上の規制逃れが可能ではありませんか？	一般的に大規模な資材置場ほど周囲への影響が大きくなると想定されることや、これまで実際に苦情等の問題のあった資材置場の面積等を踏まえ、本条例（案）では１００㎡を超える資材置場を規制の対象とするものです。 また、実質的に一体で運用される資材置場を１００㎡以下に分割して許可申請の抜け道とするなどの条例の不適正な運用を防ぐ観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、その中で「一団の土地」とみなす場合の考え方等を示してまいります。
206	立地基準について：５００㎡以上と新規設置のみの制限を撤廃してください。 周辺における円滑な交通や、火災発生時における緊急車両の通行及び避難経路の確保を図る観点とのことですが、５００㎡以下と既存のものは周辺のそれらを確保しなくて良いことと川口市が条例で保証することになりませんか？	一般的に大規模な資材置場ほど、搬入出の回数が増加し、交通の支障等の周辺への影響が大きくなると想定されることから、接道等の立地基準については５００㎡以上の資材置場を適用対象とするものです。 また、実質的に一体で運用される資材置場を５００㎡未満に分割して立地基準適合義務の抜け道とするなどの条例の不適正な運用を防ぐ観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、その中で「一団の土地」とみなす場合の考え方等を示してまいります。 また、既存の資材置場へ立地基準及び構造基準を適用させた場合、移転若しくは事業場の構造を大幅に変更する必要が生じ、事業者へ相当の負担を強いることとなることから条例施行以前に存在していた資材置場については、立地基準及び構造基準を適用除外としています。なお、既存の資材置場についても保管基準は適用され、火災、崩落等の事故及び騒音、振動等の生活環境への影響に対し、その発生の防止又は軽減に寄与すると考えています。
207	構造基準（新規設置のみ）資材置場の区域の面積が500㎡を超える場合には、区域の境界と上記の囲いの間に、２mの空地を設けることとしますについて：既存のものも対象に含めた上で５００㎡の制限も撤廃してください。 規制面積についてでも書きましたが、間に駐車場などを挟むことで規制逃れが出来るのではありませんか？	一般的に大規模な資材置場ほど、搬入出の回数が増加し、交通の支障等の周辺への影響が大きくなると想定されることから、接道等の立地基準については５００㎡以上の資材置場を適用対象とするものです。 また、実質的に一体で運用される資材置場を５００㎡未満に分割して立地基準適合義務の抜け道とするなどの条例の不適正な運用を防ぐ観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、その中で「一団の土地」とみなす場合の考え方等を示してまいります。

208	保管基準について：騒音・振動が発生することにより、周辺への生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講じることとします。とありますが、現状の資材置場条例の規則では1、 8 mの塀を立てれば騒音等の公害を起こして良いと規則で保証されていると読み解けます。 客観的に環境が保全されているとする為に環境省の環境基準のクリアを条件としてください。 既存のものも含めてクリア出来ないようであれば罰則が営業停止を求められるものにして下さい。 且つ5年更新を1年にしてください。 騒音等の公害が発生している状態が生じたとして次は更新を認めないとなったとしても5年もの長きにわたり被害を強いられることになります。	騒音、振動の数値につきましては、埼玉県生活環境保全条例など他の法令等により定められていることから、本条例（案）はこれらの数値を定めるものではありません。 許可の有効期限につきましては、近隣自治体との均衡及び資材置場に使用される囲い等の耐用年数等を考慮し、5年間とすることとしています。 また、資材が適切に屋外保管されているか等につきましては、巡視活動等により確認してまいります。 なお、許可基準に適合しなくなった場合等に、許可事業者に対して、勧告や命令、許可の取消を行うことを検討しており、今後基準等を検討してまいります。
209	許可申請（新規のみ）について：許可基準への適合等とありますが、生活環境への影響については稼働しなくては分かりません。また問題があるので次回は更新しないとしても5年もの長期にわたる被害を強いられることになります。 健康で文化的な生活を送る権利は憲法で保障された権利です。 川口市は日本国の地方自治体であり生活環境の保全は当然の責務です。 当たり前の話ですが責務は果たしてください。	資材が適切に屋外保管されているか等につきましては、巡視活動等により確認してまいります。 資材置場を拠点とした各種行為が周辺環境を悪化させているとの意見をいただいていることにつきましては、必要に応じて、巡視活動等の機会において指導等を行ってまいります。さらに、現在、市の部局横断的な会議体を立ち上げ、本市の関係部署に情報共有を行っており、今後も、本市の関係部署はもとより、警察等の関係機関に情報共有し、連携して必要な対応を行ってまいります。
210	許可更新申請（新規及び既存）について：生活環境を保全されているものかどうか必ず騒音、振動、大気汚染、土壌汚染についての環境測定を行い環境基準の範囲内に収めて下さい。 また低周波音の被害については環境基準が出来ていませんので苦情の申し立てにより測定を伴う調査を行った上で客観的な数値を提示した上で解決してください。	騒音、振動の数値につきましては、埼玉県生活環境保全条例など他の法令等により定められていることから、本条例（案）はこれらの数値を定めるものではありません。 低周波騒音につきましては今後の検討課題とさせていただきます。
211	既存の資材置場からの届け出について：既存の資材置場において、屋外保管の状況を把握するため、必要書類を添付し、市長に届け出なければならないこととします。届け出があった資材置場においては、市長の許可を受けたものとみなしますとあります。 これは騒音などの生活環境を乱す騒音などを発生させている資材置場を川口市が条例によって是認するものです。環境基準の適合を最低条件としてください。	既存の資材置場につきましても保管基準の順守が必要であり、火災、崩落等の事故及び騒音、振動等の生活環境への影響軽減に寄与するものと考えます。
212	監督処分・罰則について、環境基準の遵守を基準としてください。 それに違反するようであれば罰則を与えられるようにしてください。	騒音、振動の数値につきましては、埼玉県生活環境保全条例など他の法令等により定められていることから、本条例（案）はこれらの数値を定めるものではありません。 また、条例（案）では、許可を受けずに資材の屋外保管を行った者や命令違反のあった者に対して、地方自治法に基づき地方自治体が条例で定めることのできる上限額である100万円以下の罰金を科すこととしております。 罰則規定につきましては検察庁とも十分に協議を行った上で規定しております。
213	定期的な環境測定を行いそれぞれの資材置場の数値を公表してください。そうでなければ引っ越した先に公害を起こす資材置場があることで引っ越しを余儀なくされるなどの被害を防ぐことが出来ます。 繰り返しになりますが健康で文化的な生活を送る権利は憲法で保障された権利であり、そのために生活環境保全課が存在しています。 現状の騒音や振動、粉塵による大気汚染や野焼きによる土壌汚染といった被害は川崎公害と同じく広域公害であるように思えます。 また現在の資材置場条例の制定前からある資材置場は生活環境を規制対象外。 条例の規制対象にあっても1、 8 mの塀を立てれば騒音や振動などを起こしても規制しないものとする条文は異常です。 川口市が生活環境を乱す資材置場を条例と規則によって放置して良いとするものは弊害でしかありません。 また被害者を罰則を与えられず機体対象外であるとして何ら救済措置が取られない現状も異常に思えます。 しかし資材置場についての苦情は生活環境保全課によって県条例にもある通り公害調査を行っているかと思います。 環境測定も行っているかと思いますが、その調査結果とそれぞれの資材置場の行動の何が問題であるのかも把握されているかと存じます。 それらを議会の承認を得ることなく市長だけで公布出来る条例規則でなく条例に反映させれば被害に苦しむ市民も安心するかと思いますので期待しています。 今回の意見については個人情報を除きすべて公表とありますので返事はそちらにてお待ちしております。	騒音、振動の数値につきましては、埼玉県生活環境保全条例など他の法令等により定められていることから、本条例（案）はこれらの数値を定めるものではありません。 本条例（案）は資材置き場の設置等の規制を行うもので、資材置場に係る環境測定を行う内容は含まれておりませんが、いただいた内容は担当部署に共有させていただくとともに、今後の検討課題とさせていただきます。 既存の資材置場につきましても保管基準の順守が必要であり、火災、崩落等の事故及び騒音、振動等の生活環境への影響軽減に寄与するものと考えます。また、100㎡を超える規模の資材置場は更新時に審査が実施されます。 また、許可基準に適合しなくなった場合等には、許可事業者に対して、勧告や命令、許可の取消を行うことを検討しており、今後基準等を検討してまいります。 資材置場を拠点とした各種行為が周辺環境を悪化させているとの意見をいただいていることにつきましては、必要に応じて、巡視活動等の機会において指導等を行ってまいります。さらに、現在、市の部局横断的な会議体を立ち上げ、本市の関係部署に情報共有を行っており、今後も、本市の関係部署はもとより、警察等の関係機関に情報共有し、連携して必要な対応を行ってまいります。

214	市長の許可を受けている場所に関しても年2回程度の抜き打ち検査並びに出入り業者にも抜き打ち検査を行い不法滞在、不法就労、運転免許証の確認をお願いします。 無免許運転では死者がでています。市民の安全を守るために厳しく取り締まりをしてください。	不法就労等については他の法令により規制されていることから、本条例（案）において規定は設けませんが、巡視活動等の際に従業員の滞在資格に疑義がある等、不適切な状況を発見した場合は、本市の関係部署や警察等の関係機関に情報共有し、法令に基づき、必要な対応を連携して行ってまいります。 また、本条例の施行に必要な限度において立入検査を行うことを検討しており、必要に応じ抜き打ち検査等も実施していく予定です。
215	条例の罰則も厳しく１００万円ではなく200万円に 虚偽の届けに対しては、5万円ではなく50万円に厳罰化をお願いします。	本条例（案）では、許可を受けずに資材の屋外保管を行った者や命令違反のあった者に対して、地方自治法に基づき地方自治体が条例で定めることのできる上限額である１００万円以下の罰金を科すこととしております。罰則規定につきましては検察庁とも十分に協議を行った上で規定しております。 なお、軽微な変更の届出については、条例の目的を著しく阻害するものではないことから、過料を設定しております。
216	規制対象を新規及び既存の資材置場の全てとする。	既存の資材置場へ立地基準及び構造基準を適用させた場合、移転若しくは事業場の構造を大幅に変更する必要性が生じ、事業者へ相当の負担を強いることとなることから条例施行以前に存在していた資材置場については、立地基準及び構造基準を適用除外としています。なお、既存の資材置場についても保管基準は適用され、火災、崩落等の事故及び騒音、振動等の生活環境への影響に対し、その発生の防止又は軽減に寄与すると考えています。 また、一般的に大規模な資材置場ほど周囲への影響が大きくなると想定されることや、これまで実際に苦情等の問題のあった資材置場の面積等を踏まえ、本条例（案）では１００㎡を超える資材置場を規制の対象とするものです。
217	資材置場入口付近に使用者名、緊急連絡先等の看板の設置。	事業者に掲示板設置を義務付ける予定であり、掲示内容につきましては、いただいたご意見を参考に、今後規則において定めてまいります。
218	規制対象の敷地面積要件の撤廃。規模に関係なく全ての資材置き場を規制対象とする。	一般的に大規模な資材置場ほど周囲への影響が大きくなると想定されることや、これまで実際に苦情等の問題のあった資材置場の面積等を踏まえ、本条例（案）では１００㎡を超える資材置場を規制の対象とするものです。 また、一般的に大規模な資材置場ほど、搬入出の回数が増加し、交通の支障等の周辺への影響が大きくなると想定されることから、接道等の立地基準については５００㎡以上の資材置場を適用対象とするものです。
219	敷地内および、運搬作業車等による資材搬入・搬出時の周辺で発生する騒音に厳格な規制基準を設ける。	本条例（案）においては、騒音、振動等への対応の観点から、事業者が市に提出する計画に、作業を行う日又は曜日及び時間帯を記載することとし、原則として早朝や深夜に作業を行うことのないようにするとともに、計画と異なる時間帯における作業等があった場合には指導等を行うことを検討しております。 なお、騒音、振動の数値につきましては、埼玉県生活環境保全条例など他の法令等により定められていることから、その法令に基づき規制をすることになります。
220	資材置場内の作業時間帯を制限する。	本条例（案）においては、騒音、振動等への対応の観点から、事業者が市に提出する計画に、作業を行う日又は曜日及び時間帯を記載することとし、原則として早朝や深夜に作業を行うことのないようにするとともに、計画と異なる時間帯における作業等があった場合には指導等を行うことを検討しております。
221	資材置場内に保管する産業廃棄物等を防塵シート等で覆うなど、粉じんの飛散防止対策を徹底させる。	粉じん対策につきましては、今後規則において定めてまいります。
222	不適切な産廃管理から発生する悪臭について、厳しい基準値を設け、より厳格に取り締まりを強化する。別途「悪臭防止条例」の制定	本市の関係部署に情報共有を行い、必要な対応を検討してまいります。
223	悪臭を除去する設備設置の義務化。	悪臭を除去する設備の設置を義務化することは困難と考えております。 一方で、資材置場を拠点とした各種行為が周辺環境を悪化させているとの意見をいただいていることにつきましては、必要に応じて、巡視活動等の機会において指導等を行ってまいります。
224	定期的に国や自治体による現地調査（立入検査）	この条例の施行に必要な限度において立入検査を行うことを検討しております。
225	問題が見つかった場合は、事業者に対して期限付き改善命令を出す。 許認可の取り消しまたは、一定期間内の廃棄物の受け入れ禁止とする処分の厳格化	許可基準に適合しなくなった場合等に、許可事業者に対して、勧告や命令、許可の取消を行うことを検討しており、今後基準等を検討してまいります。

226	規制対象を新規及び既存の資材置場の全てとする。	既存の資材置場へ立地基準及び構造基準を適用させた場合、移転若しくは事業場の構造を大幅に変更する必要が生じ、事業者へ相当の負担を強いることとなることから条例施行以前に存在していた資材置場については、立地基準及び構造基準を適用除外としています。なお、既存の資材置場についても保管基準は適用され、火災、崩落等の事故及び騒音、振動等の生活環境への影響に対し、その発生の防止又は軽減に寄与すると考えています。 また、一般的に大規模な資材置場ほど周囲への影響が大きくなると想定されることや、これまで実際に苦情等の問題のあった資材置場の面積等を踏まえ、本条例（案）では１００㎡を超える資材置場を規制の対象とするものです。
227	資材置場入口付近に使用者名、緊急連絡先等の看板の設置。	事業者に掲示板設置を義務付ける予定であり、掲示内容につきましては、いただいたご意見を参考に、今後規則において定めてまいります。
228	規制対象の敷地面積要件の撤廃。規模に関係なく全ての資材置き場を規制対象とする。	一般的に大規模な資材置場ほど周囲への影響が大きくなると想定されることや、これまで実際に苦情等の問題のあった資材置場の面積等を踏まえ、本条例（案）では１００㎡を超える資材置場を規制の対象とするものです。 また、一般的に大規模な資材置場ほど、搬入出の回数が増加し、交通の支障等の周辺への影響が大きくなると想定されることから、接道等の立地基準については５００㎡以上の資材置場を適用対象とするものです。
229	敷地内および、運搬作業車等による資材搬入・搬出時の周辺で発生する騒音に厳格な規制基準を設ける。	本条例（案）においては、騒音、振動等への対応の観点から、事業者が市に提出する計画に、作業を行う日又は曜日及び時間帯を記載することとし、原則として早朝や深夜に作業を行うことのないようにするとともに、計画と異なる時間帯における作業等があった場合には指導等を行うことを検討しております。 なお、騒音、振動の数値につきましては、埼玉県生活環境保全条例など他の法令等により定められていることから、その法令に基づき規制をすることになります。
230	資材置場内の作業時間帯を制限する。	本条例（案）においては、騒音、振動等への対応の観点から、事業者が市に提出する計画に、作業を行う日又は曜日及び時間帯を記載することとし、原則として早朝や深夜に作業を行うことのないようにするとともに、計画と異なる時間帯における作業等があった場合には指導等を行うことを検討しております。
231	資材置場内に保管する産業廃棄物等を防塵シート等で覆うなど、粉じんの飛散防止対策を徹底させる。	粉じん対策につきましては、今後規則において定めてまいります。
232	不適切な産廃管理から発生する悪臭について、厳しい基準値を設け、より厳格に取り締まりを強化する。別途「悪臭防止条例」の制定	本市の関係部署に情報共有を行い、必要な対応を検討してまいります。
233	悪臭を除去する設備設置の義務化。	悪臭を除去する設備の設置を義務化することは困難と考えております。 一方で、資材置場を拠点とした各種行為が周辺環境を悪化させているとの意見をいただいていることにつきましては、必要に応じて、巡視活動等の機会において指導等を行ってまいります。
234	定期的に国や自治体による現地調査（立入検査）	この条例の施行に必要な限度において立入検査を行うことを検討しております。
235	問題が見つかった場合は、事業者に対して期限付き改善命令を出す。 許認可の取り消しまたは、一定期間内の廃棄物の受け入れ禁止とする処分の厳格化	許可基準に適合しなくなった場合等に、許可事業者に対して、勧告や命令、許可の取消を行うことを検討しており、今後基準等を検討してまいります。
236	市内全域を同率の扱いにするのではなく地域の面積に対して資材置き場の占める割合や近年の増加傾向、問題の多さ等を考慮して何段階かに分けて重点地域にはより厳格な基準を設けるべきである。 特に赤芝新田では、禁止されている産業廃棄物の積み替え保管行為・過剰な騒音過積載の大型トラックによる道路の損傷・道路の逆走・歩道走行・農地のまま資材置き場として活用・農地の偽装転用・文化財埋蔵地の破壊行為などが日常的に行われております。 厳格な基準が必要です。	本条例（案）は私有財産の用途に一定の制限を設ける性質があり、基準設定にあたっては一定の水準とする必要があるものと考えております。このため、地域条件等によってさらに規制を厳格化することは困難であると考えます。 また、騒音・交通ルール等につきましては、他の法令において制限が設けられていることから、それらの法令に基づき規制をすることになります。 資材置場を拠点とした各種行為が周辺環境を悪化させているとの意見をいただいていることにつきましては、必要に応じて、巡視活動等の機会において指導等を行ってまいります。さらに、現在、市の部局横断的な会議体を立ち上げ、本市の関係部署に情報共有を行っており、今後も、本市の関係部署はもとより、警察等の関係機関に情報共有し、連携して必要な対応を行ってまいります。
237	同一又は隣接の敷地内に資材置場以外の主たる用途が存在しており、当該用途に 付属しているものとあるが最近、場内の１部に植木ゴミを受け入れるなどして改正案を免れようとする業者もみられる。 そういった抜け道が残らないようにしてほしい。	実質的に一体で運用される資材置場を１００㎡以下に分割して許可申請の抜け道とするなどの条例の不適正な運用を防ぐ観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、その中で「一団の土地」とみなす場合の考え方等を示してまいります。

238	そもそも、本条例が制定された経緯を鑑みると既存の資材置き場が適切にしようされていなかったことが発端である。みなし許可性では問題が解決しない。 1年以内の猶予期間を設けるなどして、特に被害が多い、川口ＪＣや、ＩＣから半径1キロ圏内ではみなし許可性ではなく、新規と同様の許可を必要とすべきである。	本条例（案）は私有財産の用途に一定の制限を設ける性質があり、基準設定にあたっては一定の水準とする必要があるものと考えております。このため、地域条件等によってさらに規制を厳格化することは困難であると考えます。
239	制度の実効性を担保するため、一定の警告のあと注意命令を行った段階でＨＰ等に対象地の住所、占有者、所有者、の情報をのせるべき。 また、仲介業者についてもその情報を提供すべきだと思う。	条例の適正な運用の観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、対応状況の公開等についても検討してまいります。
240	実効性を確保するため専門の対策課や窓口があればと思います。	条例の適正な運用の観点から、今後「条例及び規則の手引き」を定め、本市の体制等について定めてまいります。